八冊口傳書 中

ワ 3
3645
429

(429)

門 ワ 3
號 3645
卷 429

古實拔要集口傳

一 懐妊着帯作法之事

是婦人月水止り五ケ月目ニ腹へ初て帯する事を懐妊若帯とも鎮帯の祝とも申候此帯本式ハ郷の母より日を撰ミ樽肴を添娘の方へ送るなり然れとも近代乳母より無き時ハ子孫繁昌の老女より祝ふ事も有り扱帯仕初様の事婦人ハ当月の玉女へ向ひを其夫ハ日比閑神の方へ向男帯をとり我腹一巻二巻として左の袖より帯先を出して女房ハ其の袖へ渡すを請取巻初る也是ハ夫婦の祝儀之祝ひ重は其帯とも誕生の後まて嫌ふかにより小袖ニするなり腹帯の事くとんねつし玉女袖閑神の方と云ハ吉方へ毎日ハ向合小袖也

一 同寸尺仕立様之事

當流ニハ白襠を八尺宛にして二筋也伊勢流吉良流細川流ハ一筋白一筋紅を用申昔ハ生絹の白絹を用申生絹とハねらぬ平絹の事く平絹とハ俗にいふ羽二重也羽二重にたとへ練ニても用申仕立やう二筋ともに此やうに重ね白糸にて三針刺也又七五三にも糸の本数を不留縫候様に四ツ折にして一筋ゝ帯包に入水引にて結樽肴を添て送る也目録ニ認るとも又帯包の上ニ肴ニ書いたすともいつれも帯二筋ニ申すべしと書たるよし調申也又岩田帯とに書候ハ御着帯と認るへし腹帯ニ用ひ候ハゝ其の詞ハ早苦なるへし右の帯を八尺ニするハ口傳あるへし

一 同祝の作法の事

帯を仕初夫婦並産の祝ハ公にて為帯して鳥子形の餅一重ゝすへ上ニ熨斗昆布粟を並据る也一重の内一ツハ白餅一ツハ色餅なり男ハ色餅を上ニ白餅を下ニ重るなり女房ハ白餅を上ニ色餅を下に重る也此傳上の餅より下の餅より少細くする也卵子とハ玉子形にする事也此餅を据たる所にハ脇より引渡し雜煮三献ニて夫婦盃事なり三々九度にもいたし又取肴ニ而互に盃事三献ニてもよし近代多くハかようの類三々九献稀なり其外取肴等も餅一ツ祝也

一 同床餝之事

産神ヘハ赤白の餅十三方に盛両方に銚子一對並之此祝ハ内々之事なれハ何連も構へ定まる儀なく

一 出産之時臍緒續様之事

是ハ男子出生にハ臍の緒を引延たの長さにくらへ麻の苧にて二所結て産石を當て

竹箆にて[illegible]本の小刀にて板に当
て[illegible]切るハ不[illegible]して[illegible]臍の緒ハ元氣
の約緒ニて其の緒を[illegible]切りて何様[illegible]
つし能く女調をよりてはく[illegible]

一 胞衣納作法之事

其年の吉方に當る所ハ清き地を三尺六寸掘
埋むへし男子の時ハ左足にて地を三度踏むへし
埋め女子の時ハ右足にて地を二度踏て
埋むへし水の近所川の端社の側竈の邊などへ
納むる所ハ胞衣を元氣なるつまらぬ[illegible]
大事に取扱ふへき事々口傳

一 箆刀寸尺之事

本式ハ一尺二寸或ハ寸五分ある所ハ一節迄節ありて
七寸柄のかゝる五寸ある所ハ略式ハ九寸ある所是を
柄の方ニ寸節ありて先五寸ある所を紙にて包て
ひたと一つより柄先の紙の所へ[illegible]を裏へ

折返した箆ハ上下まて男女とも右箆ハ
上下共に女[illegible]之竹の皮目をも不削た箆ハ
男竹右箆にて女竹を用ゆ但し男子ハ左箆
を用ゆ右箆を女子にハ用ゆ此一對の外に
木の小刀ニて用ゆ箆ハ上古人より用ゆるある
所り諸の説り候ニ付何り是も中を紙にて
つゝみ中右の箆同事之銀紙にても又
白紙にても包むもあり

一 胞衣桶寸法之事

差渡し七寸五分高さ三寸五分ら古法也尤も
[illegible]蓋打合せにして蓋の縁も
[illegible]にして鶴亀松竹等の紋白絵あり

口傳

一 胞衣土器之事

素焼入の土器にて五寸七分を一重之是も
白絵あり此の土器の中へ胞衣を入れ[illegible]

洗濯して洗ひ布にて包ミ土器の中へ入る事
土器を始たにして麻緒にて包ミ胞衣桶へ入れ
昆布栗熨斗を入蓋を桶の如くにして上を白布
にて結ひ箱に入納る也　産石ハ吉方の生石
也是を用ひ易産なし石にも白絵をかきつくる
土器の中へ入る事土器も包なり是口傳

一　子に産湯引之事
其年の天醫ヶ福徳の方へ子を向て取揚
の老女産湯を引て湯をはひせさる謂
湯を引き中りよきに引終りてハきせ錦
にて湯をふきとり気のきせ錦に包東方を
枕にさせ其子を寝させ申し東方ハ四季の
根元にて万物和する也へ寝り東方の湯を
と謂へ積る所也　天醫の方福德
の方共ハ八卦の吉方也　産湯の着せ錦を
て摘錦をひろけ表の方に吉繪の桐菊の

葉を紅白の糸にてかゝる也

一　産湯水方角之事
其年の生氣の方の水を汲寄せ産湯に
まらはし湯の中へ金銀の箔を少し入る事
又洗濯ともに少し入湯を引く又ハ東方
より流るゝ水を汲て用る也　生まれ付より
七ツ目に當る方の水を用　庚申より後
十一日目より大極にかゝる故極にかゝらぬ方に
吉の方角より水を汲申産湯にすへし
口傳

一　産神へ備申産膳之事
子生まれ産湯を引取りて産神棚に并て
にて燈明二所燈し御香を焚産膳様を
備申ものし木地之方に食ハ五斗土器
大飯を盛上に生飯を盛輪に据る汁ハ
朝間の土器に盛る吉見えにかけ取と子亀

鮮にして三年土器にて恵方に掛ほし
又ハ大なる土器の中にて産石とて丸き
小石を三ッ小き土器へ盛候しも又くの備に
載るなり着ハ一尺二寸の土器へのせるなり
而端ハ瓶子一双蝶花形に包みて此産脇
と産の前日より備昨の日元かたより洗米
に袖所と備へその也り七夜の内五度三度
夜三度浴水にて浴め火も遠く隙てし
産神ゑ浴荷も母子とも陰にて出つ也り
其の外三夜七夜の産神棚の饌別也
也けり

一 かつにとり小袖之事

是ハ五ヶ月目に仕初るる帯之事を唱產後
七十五日迄之内ハ表にたち一帯を裏にたちかた
其小袖ハ浮白裏に致るかつにとり小紋ハ御弟
小紋等するなく御かつにとり第ハ小児のかんをよく
除く言葉なる故へ御家にも小紋に成る也り
呉谷地織等にも連続等もあり和名を恒通
まいふ之御浴後をもちぬ古実着をかつにとるを
と付るもの三鬼ひらいさき巨蟹と申るを
解に來たるをかつにとり小紋と名付るなり是は
小も子とそかくる所にげにこしあると云かんを
さんのんじしたへの字をとえ子てよかあるく
かなに付るかつにとり字に前を所あるゝ長
二尺袖長一尺にして襟細なくひも右の八尺に
ろりより裁ちし袷に仕立し表ハ錦と為るく
御所ある御袖産衣とゑせ絹るものゝ男女ともに
同しき後ハ常の染色をまへし地流は采要

一 産着出初之事

産に積んの高級寄の衣服門之前にて紀す
也へ家に晒す七夜の朝一門よりも他人よりも
出し男子にも女子の附き方目録添出也けり

産所幕解ると云事ハ附ニ何ヶ取申
よりも久限ニより産屋ニ而代官ニ而御文
樽肴又肴斗献上申ス人ニより筆侍る
へし

一 産着子に着る様之事
子と云日ハ男女袖の方へ向ヒて男子ハ左
袖より女子ハ右袖より着之着申候又傳ニ春
三月の内ニ生れ候子ハ辰の方へ向ヒて着せ
夏三月ハ未の方へ向ヒて秋三月ハ戌の方へ向ヒて
冬三月ハ丑の方へ向ハせ着せ候へハ堅固ニ成
長すといへり 口傳

一 枕直日數之事
産後廿一日過ニ倚子の内を出尻高と云畳の上に
寝るを世ニ枕直と云尻高の畳ハ枕の方五寸
高く裾の方を二寸程ニ床をさせ寝る也
なり枕上ニ寝る事ハ右縁白綾ニて縫の外

ハ白張ニ口傳

一 宮参日數之事
男子ハ生れ日より三十一日目ニ産土へ参らする
ゆへ女子ハ三十二日目ニ参らせ生れて此日まてハ
其子に血忌なる故之人数の積りハ大身小身
ともに其子左右ニ守数召連社参の時ハ男子
女子ともに鳥居の中を宮に向ハせ男子ハ左
の方より女子ハ右より着せ神前へハ樽肴ニ
餅にても無服ニても持参し内陣へ備申へく
抱守鍵ニいたし子息災を祈念すへし
御酒陶ニて御幣を戴せて神前御神酒
を給ハせ其子へ頂戴させる事又抱守を外
をいたし其子をわさと啼せ申へく是を
産聲と云ることて猶其事ハ抱守へ口傳
頃ニ通り申時節ニても強き後ニても強く申
其の見を前陳後深の法を云書を着しと

惣一門ゟ他人にても同前諸人の方へよりて下向
する事ニ下向もあるへし只傳能人の子ハ
其家にて散餅散米なとする事あり

一 産着色直之事

百日の祝之時色直し又百廿日のさし初の日
にも産着をぬきて常の着物にかへる小袖男女
ともに其色物を着る後ハ何の染色にても着せ
よし又傳ニ甲乙の年ニ生れたる子ハ紫
の色よし丙丁の年に生れたるにハ浅木よし
戊己ニ生れたるハ赤き色よし庚辛ニ生れたる
ニハ黄色よし壬癸ニ生れたるハ地白よしと
いへり

一 喰初之事

是をまし初の祝ともいふ生れたる日より算へ
百廿日ニ男子女子ともに喰初をするなり百日
ハ大小を入て其月にかゝるゆへ代流ニ
より男子百十日女子ハ百廿日と用る人あり
小笠原の御家流ハ百廿日と相定る百日ハ
髪置をいはふとて撰喰初する事あり
喰初の親とて他人の子孫繁昌の果報人
を頼み男子ハ男子を頼女子ハ老女を頼みて
祝ひ親とするも宜く候

一 喰初の膳仕立之事

膳部ハ貴人平人共ニ供ニ本膳并之二三
ニ不及之本膳を三方にも足打にも木具ニ
居る食ハ白米土器ニ大飯上ニ生飯あり
汁ハ青菜のも器に鯛之向の方ニ三方土器ニ
かまほこハ名吉の魚鮮ニて盛也左の方ニ
大皿土器ニ梅干と云ハ中ニ小皿土器ニ
小石を三ツ盛汁と菜もの間ニ生飯土器を
て小皿より取て土器を阻す箸ハ真土器
据る是式法なり略実様堅菜ハ大中小の

四十日目前ニも産神膳ニ同事あり是ニ依
照梅干尾付ニ取合して親子兄弟三日前
又ハ福満菓の紫をしき赤色の餅なとハ又ハ
白餅斗ニてもよし右の餅を竪て右の膳ニ
重ねり餅の様にいたし是ヲ以て盛たる
ゟよし此餅昔ハ能立市場の餅を大小是も
ニ代物を不申に出し調たり是清浄あり
今代ハ市場ニてハ不調自分ニてもつくらく
口伝此事の餅ハ行なかたらみ立勝の氣力
を貴ふなり

一 喰初之事
養の髪結親抱きより子を膝前左の膝ニ
いだき又女神の方へ向ひ存る时ニ陰見右の
膳を据させる親より之を食ル上の生飯を
とし て挟ミ生飯ヲ家の内へ入撒大服の
食を三箸くらハせて汁菜もくらハ

あてさせる后をして箸を摘て右へ据たる膳
を指にて一ツ宛子ニくらハせ申后をするこ
扱膳を見せて後子を抱守へ渡し其後の膳
雛鶉三献にて子と親盃する事之を後
座中の客へ料理を出す事之へ料理肴二
三まで子ニも握る事最早歯ニ不及
ある握り為事まてゝ箸初たる以後も
父母と同前ニ不嗜も朝夕の膳を据る事
ある勿論右濱亀松竹の撹禅草花ニ定る
事也

一 翌年誕生日之事
子二歳の誕生日の祝ハ子へ新衣衣類を着
一家祝箸をするく祝の以後度著ニ男子
ヘハ小弓小矢木の刀服並首筆金銀物
類を入一ツ子ニ与て其筆を先に持物を
取りせ見ハむ迄女にハ其を与へ候

学者にたつぬへきと云ふに生まれ付對ま
筆つきとふたはふれ叙之此古る呉國江南
より初まるといへり其後本邦の誕生日には
こゝに不及畧す

一　髪置之次第之事

子三歳の十一月十五日に祝也此日ハ昔の暦にてハ
鬼宿日に当る故一切の祝事を此日にするな
り髪置も男女ともに此日を用ゐ古禮に
三才にして父母の懐をはなれて童となる故なり又
まへの子を襁褓といふ四歳より童髪といふ又圖
にても髪を垂るゝとて髪をかさしの如くなる
ものを入はなるらん今日本の白髪にて綿を
額より後へなかくかけたる事彼是髪となりたりと也
又も呉國の髪を邑同様なるらん然も契約の
親として男子には老翁を象り女子には老女を象
りて髪置をして祝ふ事此髪の事なり

髪置に綿一かけ八裾衣を男女によらす添
ふるなり

一　髪置仕様之事

其子を当日の吉方神の方へ向ふる也親も其神へ
向て坐し右の襟を持ちしけつるなりさして後
と右にても持ち男子ハ左鬢より右鬢を
三櫛中の毛を取をなてしみ以上九櫛なむ
なるなり女子ハ右の鬢より櫛初るなり故
綿を額より後へ長く掛るなり後垂す
るなるへし又二歳にてもする事有へし
口伝

一　白髪綿寸法之事

綿帽子をのし延し子の頭へ掛るなり八九寸
長さ一尺八二三寸にして七種色糸の間へ根松
一本根無三本葭拇子三本南天一枝麻苧
右七色を麻苧にて九結ひ結なり

入て綿の裾へ附る付上ケ方を本結ニして
男結下の方を水引ニて女結ニするなり扨爰へ
載せつし梳櫛水入毛抜筥等ニ色々を載する

一 袴着之事

是ハ五才の時霜月十五日ニも父の心ニまかせて外の
月にても吉日を撰て袴着さする也袴着の親
とて他人を頼ミ扨親の方限るわけにて小袖
一重長上下一具筆扇要事を添遣し又ハ
上下斗にても分限時宜によるへし

一 上下染様之事

褐の長上下肩衣に兄弟当家の紋鶴亀松竹
を付るも又ハ花色の家の小紋上下を用ゆ肩
て兄弟当日宜敷也

一 同子へ着様之事

上輩の子へハ小袖上下迄も親着せ遣すへく
中輩の子へハ上下斗親着せ遣し小袖ハ従者
より従者着せ親の前へ出すへし下輩の子へハ
肩衣斗親着せる也小袖袴ハ従者着せる
也其後三献の祝ひありて萬事等有へし

一 同袴着ニ碁盤用る事

上中下の子共に碁盤ニ腰を掛させ着せるへく
碁盤の切目を玉女神の方へ向其子を腰を
かけさせて着さするとて親共待歌を唱へさせる也
當家の流例也

竹馬春風更昨網　故何年雪満頂上

棄捨し昔の竹馬弱も今老杖の枝も身の便ん

碁ハ仙人の戯にて長寿を永る意成るへし
其上白黒のあらそひを袴着するより弁
へつむる事もはなるへし昔ハ五才ニて袴穣
もち備を着するとも近代ハ肩衣袴と
三歳の髪置五の紐ハ天に比して冠の礼
をもひ五歳の袴着ハ地に比して腰ハ

たゝ禮をとりなり今も堂上方にハ褲を
ぬはせ候しゝ節申つかハし詞にも着褲と唱へ
褲着とハ申さぬよし口傳

一 帶解之事

是ハ男子女子共に七才の霜月十五日ニ附紐を
解て男ハくけ帶女ハさけ帶を仕初るなり
暖帶ナリハ女子も常の帶を見他人を親ニた
の三男子女子共ニ常親より小袖ニ帶揃着ミハ
帶に揃着を添まいる子を玉女神之方へ向ハせ
親ハ闕袖へ向ひて帶をさせ申之是を帶解の
祝と云先生の中申之しハ五歳より男子ハ下帯
をいましむ女子ハ耳緒をさせ初まハいよく
成長して人の知つ事を教ふらハ依而男
子も七歳までの守りを立破魔弓の數ゆき
とも八才よりハいらぬ事也又他所よりも
送るニ不及女子ハ七歳の着まて羽子板
胡鬼の子送るとも八歳よりハ無用ニ不及
と申させし例り

一 額直袖留之事

是ハ十六歳の着他人を頼てて額のたるを
廣め角を入袖を留る也今俗ニ元服と
角入ると申し又ハ書ニ間ニ見ゆ詞ニ申
とも御額直しとも御袖留とも申しし元服
せいふ理形し擬額直し様ハその子を
吉女神の方へ向ハせ契約の親若者ハ小刀を
一對三方に載せ吉日の甲乙により右刀ハ
ひやし口傳たの額を剃ふをして右の額をそる
不やして上を剃ふやし自身ハよし申之
その後ハ髪結の手ニ後ニ月代をひろめ
髪を結せ親々を事ニ付るつし条々口傳

一 當時元服作法之事

是ハ十七才の着にても春にても前髪をおとし元

て月代を剃を当時元服と俗にいへり其儀に
謂る元服といにしへにして前髪をおろし額髪
を結て夫を切て頂を差せん髪にして烏帽子を
かつくを元服といへり元ハ初ノ訓す服ハ冠を
訓す烏帽子冠をかふる事也此時より判形を
実名乗をも付る也總ハ近代も男子ハ十一才迄ハ
名乗判形不存といへとも十二歳より判形定
実名とも改る事古例ニ限る習也

一 元服親之事

他人を頼ミて前髪をおろし時宜により家臣
元服親ニ携る事有り前髪を鬢役の者
七所ニ切所結様口傳結取り親の前へ子
出る時柳樽の盤を三方の切りたるを居へ
子額を当る時左手にて前髪を掴右手にて
木小刀を持髪を盤へ当押切形をして積
又て持ニてさへ三方の上ニ置自為

夫より指拵ゆす子ニ一禮して勝手へ入月代
さかやき髪を結装束して一礼終り盃事する
なり木小刀を日の甲乙により用る也前髪を紙
につゝミ前年の角入たる時の髪とも一所ニ
包ミて昆布栗熨斗鮑を添親ニ贈る人
或所ハ所の鎮守又ハ陸へ納るもあり包偏を付の
柳其左右小刀柳の盤ハ鎮守の社へ納へし
若来取人ハ右若年ニ嗜由とのこと

一 柳盤之事

長一尺ニ寸幅七寸厚さ二寸也其子の額の
当る所を三寸切りさけし是にて子の前に見る
るく若柳ニ不候ハ檜もよし

一 左右小刀之事

勝軍木にて長さ七寸ニ作柄の方三寸を紙
ニ包ミて水引男結女結ニ結て口傳小刀を
左ハ右又ハけつる有り口傳

一 櫛具之事
櫛はさみ水入櫛拂髪掻剃刀元結等
筥に入聟方の親より遣之白備揃着之節
遣ハす也

一 玉女神開神方角之事
年月日共に九ッ目を玉女の方といふ三ッ目
に當る方を開神の方とて吉方也
并に懐妊着帯まて右の元服まても皆
玉女神の方を用るへしたとへハ今日戌の日
なれは戌よりくりて三ッ目に當る子の方
開神也九ッ目に當る午の方玉女神也
余もこれに准ずへし

一 式三献と云名目之事
式三献と云ハ一番に真の引渡二番鯉の
并船三番鯛の膳莱の膳なり据様初献
引渡を本膳の通く据る二献并肴を
二の膳の通く据る三献膳莱を三之膳の
通く据る三せんを三方に据中なとし引替ハ
一方に据中事略儀なり昔ハ此事の祝にも
式法有り皆式三献にて盃事ありたり

一 雑煮三献といふ名目之事
一番に引渡し二番に雑煮の膳三番に
鯛ひれの吸物の通く据中事式三献同様
なり式三献にせぬ時ハ此雑煮三献も其の
懐妊着帯より喰初髪置袴着紐解元服
まて親子三々九献にも盃事をし又略者
を出して三献にても五献にても盃事すること
其代りくハ此如く

一 三々九度酒飲様之事
婿方の親を子へ引渡を据三方に土器をのせ
而し親上の土器にて一献のミ子へつゝ子二献
飲而へ引替肴出加て一献の子親へかえす

親二献のミ助る之酌上の盃れ如重なる土器を
一のかハらけを下座に扣る之次に肴船ゝ又
雑煮を据る時盃を子の前へ持参する子
上の土器にて一献のミ親へさす親二献飲て
子より引物を出す加へて三献飲子へ
さつけ子二献のミ助る之酌上の土器を
一のかハらけ下座へ扣る之次に膳部
ひきて吸物を出し酌臺を親の前へ扣り
親三献ふたへまに飲子へさし加ともに有
三献のミ也くつハ好事にと三々九度飲之
右様のもてなし時ハ雑煮三献出ても
取肴を出し酒の献数五献三献にて
よし兼ての傳

婚禮簡法口傳

凡此口傳書を簡法と云心ハ簡ハ大なるま
とハ小也尚又十品ある事を不用るを
規式にて大身の人ハ聟取ハ其の事なれとも
ある略しても略を用る小身ハ聟取の式を
數多有類共を簡法目録ノ一つり教郡
ともり此編をなす其人の分限を考へ差圖
す簡なるへき事之當流の古書にも今度に
述る事ハ粗ありといへとも初心の門弟曾而絶筆
目録の口傳記置もの也

一 結納小袖之事

小身の聟ハ小袖一重又ハ小袖二つにて事なり
四季ともに綿入を本とす帷子時も袷時も
にても其時節の服ニ而法外之着用を間違
取細人ハ小袖表裏に錦を用ひ寸ありつし
極小袖一重目録有かく時ハ下着ハ白小袖之

小袖二ツを目録にする時ハ一ツを地白に縫入
一ツハ地赤ク地黒を縫入の上着ハ包むへし何程
小身の聟にても小袖一ツ出すハ法なし
たゞしの人ハ小袖代にて出すへし

一 小袖を臺に積様之事

小袖二ツ之時ハ一ツハ上前を上へ見せ二ツ折
にしてつま一ツハ下前を上へ見せて二ツ折にして
積之事しに積むへハ襟りとく向合せ也上着ハ
向の左に下着ハ向の右に積之袖をかえさぬやうに
扨上に熨斗つゝみを置へし若小袖三ツも出
す人ハ右の如くに三ツ積上ケつを上へして出
し延に限ら襟のかくれぬやうに積むへき為

一 帯出様之事

かけ帯にても常の帯にてもかけ帯にしてそれ
くの折形へ包て臺に載て上にのしを置く
陰帯と常の帯ハかけ帯を上座の方ニ積

やゝ包へし小袖を不残帯に揃着ハ除
出し帯の結納にハかけ帯にせバ幅廣のまゝ
包もしたるがよき也小袖代に帯添時ハ
幅廣のまゝ包也

一 小袖代之事

聟の分限によりて小袖を出さゞる時ハ小袖代
として銀五枚七枚十枚も出し何も納帯を添へ
目録にも上包して上に熨斗おくへし

一 帯代之事

銀子一枚二枚三百疋又五百疋迄を帯代として
金子を別紙に包みて目録にはりつけたるよし
是も包熨斗を添へ目録斗ハ帯代何百疋と
書く小袖代ハ小袖代と斗書白ク称号あるへき
さりよし条〻口伝

一 三種肴之事

昆布鯣を通用とす塩鯛よし 干鯛ハ

不用之節ハ鰑五連七連十連昆布五把
七把鯛も一掛二掛三又ハ十枚もとらく賀の
身代ニよるへし一掛といふハ藁ニて水呑より
通して掛鯛ニて積事也何も別紙に積之
類小身の人ハ鰑と大ニ〆て五尾一ツニ三種を
積て出ス人も有り

一同積様之事

鰑之頭を向へして向の方より臥く手前の方へ
並ゟけて頭のかく並ぶやうに積之鯛も頭を
向へして腹合ニ積之昆布ハ右の方より左
の方へ臥し並積之是を雌羽といふ又左の
方より右の方へ臥し並積ませし是を雄羽と
いふ若雑ニ用鴨なとを添る時も鳥の腹を上
へして首を向合積ませし鯉鮒なと添る時も
海川の差なく鰑并へ出す魚ハ皆腹合
ニ積之常人へハ常の積やうく一ノ上ハ秋用

春ハ不用なり口傳

一樽品々之事

柳樽にても又ハ角樽ニても又ハ兵庫樽
にても白樽ニまらひ縄を掛たるを不用
家督入部産所其外節句ニ用ハ用ゆる
る也婚禮ニハ白樽を用ゆへし婚礼の時ハ二ッ
ならへ付るものく角樽ハ両手を包ミ有り居
兵庫樽といふハ酒三升程入る平ニ樽之足小く
三所ニ有り蕨縄を掛たる樽ハ一名天野樽
とも申く俗ニまらひ樽といふも天野と云も
所の名河内ニ有り酒の名也後世樽の名れ
やうになる也若樽ハかたニなりせしハ
口の方を家頭ニして隠内寿留女を書くよし
余ハ口傳

一婚禮ニも結納ニも不用魚之事

生鮎生鮭を不用之口傳有り道引ニして

若かハらけへ用る時ハ海魚にてハ王餘魚ひら
めを不用なり条々口傳

一 熨斗包之事

舅姑へ出る包ハ行の真ニ折へし舅
へハ行の熨斗包也縁女の家来へハ草ニ折へし
縁女の小袖箱小袖代ニ添る也但折様ハ
口傳有り鍋塩鯛の添もの之なきハ小袖ニハ
のし不入と云人も有るへし總て無添物ハ
先様の座敷ニ錺る故置に見合可然
添へ有る方よし

一 縁女之目録調様之事

中高檀紙ニ書く檀紙又ハ杉原一重横折
ニして認め目録之通にのせ使者持上る法也
總而女之代世上ニ書ク目録ニ認て出す事
時代の風俗之書目ニハ帯一枚法有り
口傳男方より女方へ出ス時ニハ勝手ニ不限

真名假名あり交る事書簡の法あり書様
之次第一番に小袖是ハ小袖なき小袖代を
書ハ金子ニ白かね何十両なと書其外之
こそて代とハ書へからず二番に帯是も代なら
書帯代何百疋と書三番に是帯一折四番に
塩鯛一折五番ニ鯣一折六番に樽是も賀の
心ニより小袖帯樽ニかきるニ不之定事も
有り扨又塩鯛昆布時ニよるへし
ケ様ニ假名と真名と書交る事也是又一折ハ
真名ニ書くきん時鯣ニ十連十把なと書
不出之く事ニ口傳真名ハ覚書ニ認る
よし

一 進物渡様之事

先の座敷前にて臺ニ積て目録の順ニ並へく
次第ニ下座の上へ並へ先方も次第
くニあり上へ上るあり先方ニて引上へ倣う

ゟ留る候使者ハ門内へ入たるらよし縁女へ
の目録を奉使物上申既り此時の使者聟方
の家老之聟方にても家老ゟ口上を聞て
目録を並先立之使者聟ゟりの口上を
申立の口候縁女への目録を添まし取次
披見し脇ゟ吉ニの中ゟ向を言座を立物
を座有く饗りつけるく聟の父存分の時ハ
向口上を申挨拶り口伝使者を聟へ自分の
御禮申時ハ取次へ形扇ゟ出ても自同箱有
にても上へつし口傳

一 進物座敷へ餝事

目録のとく上座に小袖又ハ小袖代の包熨
其の次ニ箱又ハ年代扱昆布鯛鯣々
餝之若急なら々昆布の次鯛の次ニ
餝つし縁女の家来へも進物ならハ是も
見合ニ下座へ餝るつし

一 聟使者へ對面之事

至物を餝置聟着座して使者を呼出し
挨拶物るつし聟より聟へ至物何者ハ家老
披露あるへし若口上を何ゟ候ハ出ゟ致して
申つしぞ候使者の前へ三方饌手を出すく
擔ゟ給れしを取候へ退き戴き勝手すつし
使者自分の御禮申時一旦座を立下座へ出れ
申つし至物ハ家人披露をすつし

一 使者馳走之事

重く若召出媒の人ハ差図によりて雜煮吸物
まくハ吸物斗も聟方ゟ出て三方土器取肴ゟ
盃を頂つし其之口傳

一 盃給候付肴ゟ下物之事

聟使者へ是よりも挨拶有て一献ゟ頂き土器
を三方ゟ重ゟ下し使者中座して謹而戴飲
を頂御肴ゟ下り時ハ服差を挨拶御前へ

御盃を請る後ハ退座之頃其様ニ候中服紗
を指二献目を請る時目録をおしいたゞき
御意を蒙りて目録を元聟へ向ひ硯をさけ戴
服ニ至三献目を飲之其の盃聟江納其の外
余る品ハ傍ニ差出し引出物之品ニよりて初吸物後
なる後ハ服紗を披き置かるもよし若聟者を
挨之申へし仰あるならハ其の品余りて後傳

一 進物持参の上之事
申合ニよりて吸物ニて酒請させ宰領へハ付服
中身へ當目録を以て夫々媒の人の差図ニよりて
差まわし婚姻ニ而嫁の家来受取る時ハ
此負務ハ々使者宰領ニても其の方へ差まわし

一 聟方より道具送事
婚禮前ニ一日ニも二日ニも家来同家ニより
差つかわし道具の先駆中役へ宰領を召つれ
家来迎使者ハ追手ゟ行く此方ニても大門をひらき
道具着すつし人数をもつて何ハ道を設て受取る
其の節出迎の詞も帰る席るを待すへし
扱く事之是時代の風俗なり

一 使者道具渡様之事
使者玄関へ上り聟より賀へ口上申其ハ後に
其を請る人ニ合覚書ニて渡し引渡相済りて又
座つ處へ上りにへハ賀對面有之

一 賀方道具請取様之事
道具来り申時ハ大門をひらき奥玄関前ニ莚を
敷道具上ニ家来をおろさせ覚書を以て請受
請取終りて賀對面有り吸物ニて盃事引替
相すみ申候も有り又饗事等りをおさすして
家老ゟ使ニて酒請る申合も有り案内請取の
挨を請るへし

一 縁女装束之事
婦ハ四季ともに白装束第一四月朔日より九月

八日まてハ降事く重陽より三月晦日迄ハかいそりし鬢を晦り袖の婿なをせは童髪服をとあたらハ中のかもしを入すへからしこ又さけ髪の節も有へし何れも端午より八月晦日まてハ単ふさけ帯なり麻かあひら見ゆる事ハ略事なり

一 聟方床飾表奥之事

奥の合室をとする座敷の床ふハ掛物を不掛床の真中ふ三方に餅一重上ふ熨斗を置両方に瓶子二ツに神酒を入口を蝶花形ふ包並なり是簡法の床飾にて草の揃なり余ハ只偽表の床にハ三幅對二瓶の花之總而嶋台賀方留守方にも三方熨斗を前ゑして並置の送迎の人へも出之

一 夫婦對面三方熨斗持出事

婿楽ゟおちつけは聟方の待女房出迎ひ直ふ嫁を化粧之間へ同道申し此内待女房ハ別の座敷ふ居るよし婿の休息けまい装束を改めて待女房ハ婿の向座ふ着坐し表へ案内し聟奥へ入待女房の上座の方ふ着座ゟする所なり是を夫婦對面と云之此時縁者ゟり通ひの女房口祝の三方ﾄしを持出夫婦の中ふ並下座へ立動伺ふて追付熨斗三方を引く熨斗出ふても又縁者へ引ふも婿を差して婿の方へ向立戻り口傳口祝の熨斗餝様口傳

一 土産物披露之事

小袖其外ハ上下斗を仕立て持参する場も有り嫁の為持出聟の前へ並付待女房御祝遣より取ゟよし披露いたすへし扨聟の為ゟ待え引表へおすて小袖上下持参を如嫁ハ目録斗も持参いたすへし

碁盤表し

一　雜煮三獻祝之事

婿よりの持参之の披露終りて引渡の膳を夫婦へ据へまた三土器を出す賀方礼望而より待女房ニも引渡を据るなり次第一番引渡を本膳の左く小据二番雜煮の膳を本膳の右二の膳の左くにすへ三番に吸物を三の膳の左く据るゝ何も三膳を三方ニすゆる也引替又ハ一度に据ならへる事ハ略義也

一　引渡組様之事

小角にても縁を角にても三方又ハ足打の中ニ三ツ並て前の小角に熨斗五本右ハ手先ニ昆布七本も熨斗の幅程ニ裁て並へ左の手先の小角に栗五ッ並へ是皮付本式ハ付様何も口傳

一　雜煮盛様之事

五寸土器の中にたに大根を細くにして土器一枚盛てその上に里芋を皮をむきて四ツ盛而して上ニ生鮑ある色を付敷上并並菜串ニつほ結ひまらひ串鮑結のし五色を並へ是を生雜煮と云く向菜ハ大重土器ニ桔梗云を付右の方ニ数のこ左の方梅干をならへ又亀甲ニ盛事もあり其時ハ角く小蝶云を付けるゝ条々ハ傳有土器ニハすへくさを

云又土器の端たし取り

一　吸物盛様之事

塩たいを切て一かきね間の土器ニ置ひきを捨之ハ傳向菜大まかたらけニ捺云を付つけからすミを鍋を盛と云ハ表白裏ニ紅帛を付たちよし口傳引渡雜煮吸物ハ耳土器ニ尺の箸組之如是ニ三人分ニても夫婦分にても用意すへし膳ハ三方にても

木具仕立足付とも内々も木具仕立成り

一 草之引渡之事

是ハ大引渡とハ小前ニ申行の引渡ハ両くり
据中せるも小身の聟にて常の通木具仕立の
引渡雑煮吸物もなき略の婚礼ニハ草乃
引渡ニて木地三方の中に鮑て角へ昆布
栗鰹斗をならべ常の引渡の組様乃順に
盛ふ三ッ土器を組付置合引渡一膳を以
夫婦之盃事とするが常の引渡之大引渡之
時の雑煮吸物ハ攪盤として煮雑煮
然り吸物も用いせんと座ハ木具にしても足付
れ平膳にくもそも力ら限ハ應すへし向菓ハ
土器ニ而も重ねしち器ならハ高き台を備ふ
すへ置し粗略なる備も形しみハ不持に凶
にくもするも人多く得有へし

一 夫婦三々九度合盃之事

一番に引渡を夫婦へ据たるを夫婦へ出す
聟ハ君の方に座嫁ハ抜様の居たる方に
座たるがよし扨酌銚子ハ三土器を三方に載
嫁の前へ持行時ハ嫁取上ても に飲て其土器
を聟へ持行聟加ゑニ三献飲むへハ取下座
へ下ケ置へ夫より再ひ上の土器を中土器を
一ッ下にかさね扨ゑる時かよひ雑煮を夫婦へ
二の膳ねとく据なから中く扨酌銚子三ッ土器を
聟へ持行加へ三献呑嫁へ出す嫁も加へ
ともに三献飲むへハ取下ケ置へ下り上の土器ハ
土器を一ッ下にかさね扨おく次に吸物を据を
三の膳をとく据る時酌三ッ土器を嫁の前へ
持行加へともに三献飲聟へさす聟も加へ
ともに三献飲むへハ双方三々九度に成る引渡
の時も吸物の時も嫁より盃を初雑煮の
たる時ハ聟より盃初るを覚へたるがよし小身

松葉久鷹

此人の婚礼ニて合盃の座済りかゝて引渡を
雑煮を引移そうにと吸物と引かへたるも
よし合盃のすゝめ内ハ其日の婿ハ西座敷
引渡も雑煮も吸物も婿より先へ据るゆへ
三々九度盃を膳部を勝手に引ゆへ
聟より婿へ色直し小袖を出して聟ハ座を立
表へ出輿添貝桶渡役人へ聟盃をする
つし嫁より盃数々を出す時ハ初献引渡の
時ニ出すとの所口傳有

一 第の引渡ニ而合盃之事

先雑煮を夫婦へ据て跡大引渡を婿へ据り
婿上の土器にて三献のミ聟へ差聟
其盃にて三献のミ後ハ納大引渡を撤さく
据置て上の土器を一ツ下へ重ね中ハ
次ニ大引渡を聟へ据り其上へ先に三献の盃
婿へ先嫁三こん飲むハ酌上の土器を用の
まつかて一の下へ重ね其の次ハ新盃にて
嫁三こん此を聟加へ先に三献のミ納る所
小身の人ハ此据を省る引渡一膳を以て
まかなけ据ニ三々九度盃事をするによりて
第の引渡しを大引渡と云所り

一 合盃之時結酌之事

むすひ酌といふハ嫁より聟へ差時ハ酌土器
の方へ向ひ立ゆて盃を聟へ指り聟より嫁へ
持り時ハ下座へ向立もの也是を申むすひと
いふ常に是を用合盃ニ限る事之口傳有
酌を加ゑ出合其の詰をいふハ本酌者の方へ
向ひ行時ハ重へも左の方へ向ひ立ものく
是にて酌をくハへの肩ゆきむすひ也ふと
思ひかへりといふ重へ下座にて肉の方へ入
ゝ居り畏て引渡の上にて夫婦三献の飲
ゆへハ加への居中盃へ酌取り加へと並ひ居て

上の臺を下へ置候へ雑煮のあるを待之
箸も同し扱吸物の上ヶ又嫁三献済り納申
時盃ハ三方ニ銚子を添腰元へ入候節ハ
外の方へくゝりを出して本酌の詰へ打持て
入るなり此蝶を末座の大結ニ於兎角ニ真
聟の方へ差向ひ大結結る事の也右ハ銚子
提子の蝶の口傳之事也小身人の婚礼ニて
錫二ッゝつ錫二ッにても本酌に用ゆるも
仕様同前之

一　間錫二ッ本酌加ニ用様之事
本酌する間錫ハ釣を紙にて包ミ本結ニ而も
十三男結ニ結くゝる之口ニ雄蝶を付る之
小身の聟ニて長柄の銚子提子を用る事
奢ニ依る人ハ是を用ゆるもよし蝶折申し
髭足付様条々習有之

一　錫一對本献加ニ用る事
是も田舎ニて婚礼ゟ多く在る事之錫の口
ニ而ハ雄蝶を付て本酌に用ひ雌蝶を付て
加へニ用ゆ蝶の付様其の外錺物付様口傳

一　色直之事　付　聟装束之事
合盃三々九度終り三献のせんを膳ニて
聟より嫁へ色直小袖を出し納りたる時聟え
妻へ一旦立之此間ニ嫁ハ化粧の間へ入金銀の
平元結ニて童髪を結直し初の小袖をぬき
て地赤ら地紅ニても若ゟつるゝ是を女房ニ
色直しといふ服を留たる嫁ハすへらかしに
中のかもじをさけるゝ又ニ不及嫁ハさけ髪
なるつし聟ハ嫁の持来したる小袖上下を着更へ
更へ刀之是を千代男の色直しの中ニても
古法ニハ不叶事也口傳

一　祝之膳部之事
聟の分限ニより高盛の五三く　五三二の

膳部にする人も有るへし此時ハいつれも菓ハ
小角土器に盛之又三汁九菓三汁七八菓二汁
五菓も有るへし此時ハ喰料之夫婦待女房共食
一献にして上に玉子形に食を握て並へ置を
祝と云之は喰料のせんも握りたるまゝにて
喰さる事多く若喰る時ハかよひ箸のめしを
かさね盛一献の食を二の膳へ盛かさねへ
食を移して本膳へ三方へハ夫と女し移へ
以てもしねきたる之扱中酒出三方土器取肴
出男飲初嫁へ差嫁の土器を御女房へ差
御女房より聟へ差聟飲御女房へ戻す
まち女房より嫁へ戻し嫁より聟へかへし
聟ニて納る之挟肴ハ膳出て若代に挟む
事多く色出してハせんを振るも酒を
納るにもむこより納る之心得へし条々口伝
有るへし

一　五百八十餅遣事

是は双方申合により三日目か成ハ五ツ目か成ハ
まて祝言翌日かなりとも互に刻限申合双方
共使者道にて行逢様に道筋かねらぬ様に
致す事多く小身共聟男ハ五百守の餅か
如十八歩る迄之の法形り餅の大小ハ申合に
よるへしかます三ツにも四ツにも入細引にて
十文字にからけ封を付て鶴亀へ入搭着を
添出之五百八の内出る色を入にする事も
有り餅を飯ひつ形にかたなるよし是を
共子とに伝ふく有る様につきる申をハ伝ら
かるとこ云之条々口伝

一　同目録認様之事

中言にても大事ニにても出目録にし聟より
ハ色と文字名字実名まで書へし嫁より
聟方へハ勿論色とも名も称し自分男の名を

出す事なるへし次第ハ一番に餅次に肴納に樽
なり樽代にても一つの臺に出す口傳

一 同樽肴之事
肴ハ箱肴略なり臺積にし樽ハ角樽に
ても兵庫樽にても又樽代にても中台による
へし如何にも藁にても琉球表にてするも
双方同様に申合すへし

一 聟入進物之事
舅へハ太刀馬代姑へハ巻物結綿の類又舅姑
ゟ樽代等にても兄弟男女の子舅へも其
者迄も媒の定の通に相定可なるへし聟座
敷へ通り舅方の一門出合之者に而三方肴
出して後舅聟を同道し奥へ入姑對面肴
雑煮吸物出盃事終り表へ出 料理
出る振り

一 聟引出物之事
島台にても三方土器にても舅初聟へ指二献
めを飲時媒の人引出物を持出て左右を突
謡あり祝儀計りに兼而相定置
よし挨拶し聟へ渡すと聟請取媒へ向
かろく一禮し扱刀を指舅へ向礼すへし
品により口傳抜刀を指三献目を飲舅へ返
しゆく此時抜たる刀を媒の人取て勝手へ持
出て袋に入札折紙等を添聟の家来を呼渡
覚悟とうへ渡すと聟の家来ハ刀を請取大
祇不見に袋へ入覚悟も抜見し刀を箱へ入玄関へ
持出家領に持せむこより先へ備る之腰物渡振
請取候口傳有り刀をぬき見ぬ事の形り

一 腰物覚書之事
是ハ舅の家来より聟の家来迄ての覚書之
約る所へ此の字肴竪紙に認る口に覚之出
刀の銘何某ハ銘を出し札折紙何某ハ札折紙を

玉柄鮫目貫柄糸鍔切羽鎺鞘表刺裏刺
鵐目降緒刀袋迄書之何も此之字有読様

口傳

一 刀脇差袋紐留様之事

刀脇差共に袋の縫目をむねの方にして袋の余りをハ刀ハ表の方へ折まし裏の迄留脇差ハ袋の餘りを裏の方へ折さし表の方へ迄留る也紐留様ハ口傳如此とめて聟の家来持出し玄関にて袋の紐を解て先刀を先へ渡し袋ハ跡より渡すものなり

一 聟入之事

聟へ太刀馬代又ハ樽代聟の両親男女の兄弟家来迄も娘の差図にまかせて持参致すへし聟座敷へ通る時ハ三方實手出舅姑親類迄皆出会扨聟を奥へ通し雜煮吸物にて聟又嫁と盃事終りて表にて料理出る也此時奥へ通るに付親類迄聟同道して通る也聟入の時も同事也

一 持参物取扱之事

聟持参の太刀ハ舅の家老取次致し舅の前へ並へ聟の名を申し持参を申つし聟礼済ハ太刀を引つし聟の役人知行高によりて聟太刀を戴事もあるへし聟の持参より聟持参の太刀ハ聟の家老持出聟の手へ渡すへし其外一切中持参の太刀ハ家人へ取次致す也

一 島臺押居之事

嶋臺一面出るとも押へハ二せん用意すへし初に出る押へを取り下る時替押へ用意すへし三方土器取肴も此類嶋臺にても三方にても土器ハ一ツ也何にも案に依

書札抜要集口傳

一 人前にて硯料紙出様之事

常ハ硯の下ニ筆を置持出る事なく床餝ニも
如此く神前寺院ニ願書を認め附る誓詞ニ限りて
筆置を硯の上ニ置く常ハ硯の下に指添
ある事なり但し貴人の前にて筆ハ左りに置
硯ハ蓋をあけ水を入墨をよくすり筆を
水点して硯の縁ニかたと硯を押直して蓋も
ならへ置へし筆も口ニてぬらす事のなき口傳
別紙ニ有之也

一 墨摺様吉凶之事

常ハのゝ字形ニいつまでの硯ニても墨を廻す
事なり是吉礼の摺やうにて軍陣過去帳
首帳臨終獄門札浪人又ハ凶礼の事の時
ハたゝ一の字形ニ墨をする事なく誓詞ニも
のゝ字ニハ不摺墨又字ニ摺へき事口傳

一 筆之事
常ハ白軸を用 擎伺出候上迄 礼ニ黒軸を用ゆ
古人之申置也

一 料帋当心得之事
当ハ貴人平人共ニ上の紙を一枚も除き其次
より引出し書ニ其之主人貴人の前にてハ
紙の中より引ぬきて認ハ書ニ其の勝り

一 書状発端書出并三所三六之矩と云事
発端とハ本礼返礼共ニ状の出初の事なり
紙の端より初の文言之間三寸六分 恐惶と月日
之間三寸六分 横文なき時ハ月日と宛所の間
三寸六分 奥の紙の余りハ不苦 張文留様
ハ月と奥の紙の余りを三寸六分ニ積り認ます
つし是を三所三六の矩とも六之の矩とも古来より
申来大法の数之寸尺之事も料紙の余ニ依
大小有り文言ニも長短有之候得ハ其の斟酌也

其の文言ニよりて恐惶奥日の時を分ヶて
取合能様ニ認る事 書簡功者之申し
是を加用之矩某家之伝ニハ出家之伝

一 書簡恐惶時候心持之事
為之候ハ上を一寸明る状ハ恐を二三分程明上を
二寸も明る状ハ恐を一寸明る分ニつし行迄
の書初も此分ニ認り恐とハ状の下れ出すり
冠とハ行の上の筆初之一字白一字黒と云を跳
ニ認つし左語右語共ニ不宜之事之伝

一 判形据様心持之事
貴人へ参る状ニハ我判を引きみちいさくすへ
名字もよく見へ申様ニ居申事之之名字悉之
判ゆかん不知様ニ居る事無礼之第一之
公家門跡の此ら参る真似へ昔より無礼の由
（下ニ置一ハ一文字形）古人の申置之上一字状ニハ上造も判の上へ一文
字と状の恐目し通りニ据同等ハ判のなれ

一文字を皆同様に居申ハ不出来也　依て
判形も上へ引上大ニ居申事の形り

一 袖書之事

上書ハ状の袖に猶々書並ニ返事之内筆以下を
本文ニ申御用事外又念入而書候時猶以少の文
字並ニ候得共ハ恩を畢下して書事何ニ而も状袖の内ニハ
一二行ニ本文より一二字も引下ケ書之程文言長き
時は本行の内へ同道ニ書込候事之貴人より
給る御状に御自筆にて猶々書事ハ慇懃
の誠の形り此事ハ貴人へハ書づらられん

一 墨續并持之事

発端の文言を皆書て書継申筆にて墨を
不深枯筆にて次の行三分二程文言不切程
行書三分一の行書を筆を深書て又三行めを
筆を深書候てめ以濃淡にも要つまりて
続つし墨継のならひ申ハ嫌ふ候事

貴人の名字を書申時者必筆を深て書ひ
又書初め候者ハ人の名字神名佛名国名
村名等形り能く候べし

一 文字残之事

是ハ貴人へ遣ス返事状宛所ニと口ニ及
事を書奥ニ貴人の事を書を文字残を
嫌ふ事之主人貴人へ遣ス返事状なりと
私の書のゝめ候事の形り条々口傳

一 闕字并平出之事

欠字ハ一字欠字二字欠字三字欠字一行
欠字とて色々あり文字の間を多く明て
欠字する類ある敬也一行欠字をいふハ餘白
を初めたとへハ後ニ書ニて下を一行明次の行
の冠ニ摂政殿と諸の行抜従の字へ論り
讀様ニ書を一行欠字とて至極の貴人の名ハ
如此之書付　公義へ言上之状除傳を一筆啓上

仕候ことも其下を深く明て次の行の冠ニ
公方様と書類是も一切欠字の格之事ニ
思食被召出被仰出被召抱御意如此之類ハ
一字欠字なり無欠字間欠字と云ハ或ハ
禁裏院中春宮等の御前の名也時ハ其同
と一字ほと欠字無也読内へ并欠字も間欠
字とも云明り其外綸言口宣宣旨勅言勅使
之類皆一字欠字之格ニ平出と云ハ天子の
尊号神号等之時ハ惣行の冠より一字上へ
引出し書事く是を平出之法と云但書に
祖師を尊敬して平出し書事有り法を
天子の尊号と神号とに限るへし

一 上所古法並代々之事
昔の上所と云ハ究而名字の上ニ謹上又ハ
進上と記書といたしけるを略す事中比
礼節ニ上所と申ハ織田信長の頃まて謹上也
御用ひ来りしとも其より以来謹上の上所ハ
断絶をしより已来並代々書留の所恐惶の
所を上所と申枯筆にてハ書ぬものゝ由書を
深書留るもの也

一 横折之状裏ニ而留る心得之事
横文ニ表ニて書留多き時恐惶謹言と
計りを紙の裏ニて留めるもの也横ニ書ゆへ
右ニ申三札の短冊を遣す表より文言を二三
行送りけて留申よし尤も至判人等状の
ようは恐惶計りを裏ニて留る事も有り
口傳

一 書状の墨色濃薄ニ書ゆる事
貴人へ出る状ハ墨をよく摺文字を筆細
ニ極の行ニ書もの也月日の実名名字ニ至迄
へりくたり霜月極月なとハ悪し十一月十二月
よし下輩へ書ル状なとハ墨薄く枯筆に

認なり官冠をも不被書候ハゝ不なりと云
申送る事至極の下輩なり又御無事ニ
御名をも不書して不の字の捨りなと申如きの
人を愚にしたる如く無禮なり

一 極真之直状調様之事
自他之官位高下を考文言ニ禮儀を立
認つし宛所の名字を二字除也ハ至極の敬
なり元苗字ニ書事も同く宛所を亦又々
同通り日付より引上認つし高くつけ
宛所を大和守様と申より和州様と認る事
敬ひくろき何も守之字通りより也之服付の
下る様下略之昔ハ真の書札ニ片苗字ニ
書事なしいつれ當時ハ當時片苗字除き書る
なり

一 宛所書之状之事
是ハ前の真の書札ハ憚る有る方へハ文言を

高間へ書す様ニ認候得ハとも當宛所
ニハ先の主人之名を書服付を家人之御中と
書なり書札ハ恒く披露状ニハ不存と有る
時の書にて恐敬の様なり今ハこの法を世に
不用なり

一 披露状書様之事
文言書其の外くわしくニよりて留るつし書留此等
宜頭御披露ニ宜頭御執成ニ今中入ニ候
などゝ宛所の家老の名ニよりてしるし調て
と留め宛所家臣の名様附ニして服付なし
是ハ先の主人え御覧ニ入故ニ直の披露状
とも申なり

一 宛状之事
是ハ右ニ申述の披露状ニ調申時ハ先の主人
迄ニ御覧に入る事を憚て有る時ハ書留を
披露状の如く御序之刻宜頭御執成又ハ

御親戚等頼ミ掛ケ之返性禮ニて留守宅之名板書ニして出時之人ニ御申返れの節ハ御報知之服付を下つし此状ハ家司之手宅迄出す也又内見しても口上ニる主人へ申上る状を此後ニ入るゝ至極の敬也此外ニ貴人へ出す書簡ニ敬法禮披露無き事程此上を崇敬申時ハ家司を片苗字ニ書事を代相侍之也御侍

一 料紙心得之事

白紙を以て出す状認る事法あり色紙等に状を認出す人ハ至て申戴之の図書ニ書ハ憚る之事之

一 折紙半切其外之事なり

豊文にても披み出ても折紙を式ゞし出す之隙あり貴人より切紙にて承り下たりとも自分ハ折紙ニ而御請申上る同せうの中ニて常ハ切紙にて取扱ふとも年頭五節句歳暮元服婚禮喜悦紙札抔の祝の時ハ半切ニて祝義申出る事至極之若蓋図へ出ス状半切にて出す時ハ其の断を書入出す事の由り

一 捨状結状切紙書下之事

捨状を結状も書留有て名乗判形有り切紙を以上ニ留日附ニにて判形名乗も略之故略あり此間捨状ハ裏の名内の月日迄り分余り下ら以ぬ敬也結状ハ結目の下より家にて出しへ内の月日より表の名下る也へ捨状より結状ハ便し結みの時ハ月日を下る心持能るへし

一 切紙横上中下之事

是ハ古ニ而懐文より出る事く支紙を細く切て懸ニて封披ニ出さう結く端を小刀にて切事ハ

略なり格の下にて是ハ上中下之名の通にて
紙を出し是ハ同筆之苗字の所にて是ハ下中之
弐人の云為世の切紙ハ松平豆州の御当職之时
以後言にて初るよしく昔の勝久の理を以
考出されたるとも見へ候なり

一　照付品々之事

第一直札真の時ハ奉人ニ御中御当家中
参ル以下等ハ御中之事二通法の書札ハ人ニ宛
候第三御宿所此時ハ此方ハ片苗字之
事四ケ条此時ハ双方片苗字ニ而下同を除
下同際ニハ詳頭正字ニ而名の下同の事之宛
平付也なり平付とハ宛所ニ照付を略之
以宿以上以下ハ宛所ほと書之是を当名
書なりしとも云書さる程の心得なり程以上人
より高貴へハ謹後ニ而書之此ヶ条は
下同際名字なりに官位又名字印形書之

一　書留品々之事

古法真の書札の書留ハ誠恐誠惶謹言又誠恐
謹言抔と書留る是ハ古当時ハ格之留篇之皆
恐惶謹言の書格を以て上中下を分る之事一真の
直札の留当時恐惶謹言第二恐惶謹言第
三恐惶謹言又ハ謹言と書事
かやうに留る是を也留ニ而極の下筆なり
恐々謹言と留より以下ハ宛所殿書以下ハ
苗字又片苗字に下同を除なり又ハ敬具名字
判斗も色々有るなり

一　連状之事

是ハ宛所の名書を連状とも書名云宛所云
状の宛の名書へ陽之陽の状ハ其を上とする故
によりて奥へ次第ニ上中下と書之又は其
奥ニ上筆を書中ニ下ニ書を書事是を中久保
の格とも云天人地三才の格とも云封状ハ

内外共に宛所口上りにて捨状張状ハ当所ハ
同ニ名ざし捨結たる張名を口上りにてと
入ほつし時第ニより宛所三人迄ハ状の上封ニ
書つし并七人へ宛也連状ニハ上封にハ惣人数
の名を書べし

一　連判之事

是ハ此方二人にても三人五人にても判形の多き
を連判といふ扨判形状の冠ハ天ニ比する也へ
出状口上りにて其状の沓ハ地ニ比する故陰なり
陰の徳ハ退縮上をする也へ連判其日之下々
判形す上人ハ下之奥段次第ニ上りし尚又
此方二人にても連判して捨文結ぶの時ハ表ニ
名乗出にハ口上りにて裏ニ名出ハ奥上りに
出之二人連判して出すにハ捨状結状共ニハ
表ニ二人の名乗出し三人の時ハ其外同
上首一人斗の名乗出すもよし

一　主人御之觸状之事

主人之御字を策りて家老用人目付抔より
家中へ觸状の出る時ハ浮見の以後忠を
掛る事至極の無礼なり我名の下へ右寄
せ字を書べきのうけ給るを謹而と形なり
人ニより我名の脇ニ字を出す人有り悪し煩（ワヅラヒ）人
ハ名の下ニ形をさせ忠有る人ハ名の左へよせ
忠を書くの形なり又日当名の口状ニハ忠を
掛る事の形なり忠の段曲て其る事首忠を
くせ如きの形なり口傳

一　進物目録物数の事

手前より他へ進物出す時書状の内へ一行を出
中時ハ其の下に物数かくる事の形なり一ツ折よかる
かる時ハ鯛一籠引一尺なりて物数を贈
へよそて出す事の他所より目録の事の数ハ
下へ引揃て籠引一尺鯛二枚なりて引分書にて

一 宛所之月日並上下之事

月日に宛所を並る事貴人之月日より下く
除宛所をさいハ下ニ筆取り

一 年号年月日書心持之事

いつまでの物を出にも年号にも月日ニてくも本文
より一字下て書もの之殊更法結状などにさハ
本文より月日を二字も下て書たるがよし

口傳

一 五節句状書様之事

是ハ札正月ハ元日ハ寒を除めでたき之義也
上巳端午重陽之御祝義に何も其覧
仰て其の御さけ様之気を入書へし

一 四季相應之文言之事

土用中状ニハ甚暗酷暑様と書口上ニも
如御寒土用も御暑気ニ強くし其御
土用明之ハ立秋七月の節ニ入申つる也

八月九月の比ハ秋冷冷氣之語ゆ何文と書へし
十二月の比ハ時分に寒さつよきゆへ寒中ハ甚寒
歳寒など書時分ハ余寒と書其後ハ
暖氣温氣などと書事也必文詞ニも申へき也

一 産所への状之事

宛所の當番よりハ御簾中様御前様御奥様
御内室様御内方様杯と書へし発端ニ一筆
啓上仕候御様子承り及候と書御内室様
御平産被遊御安産男子出生ならハ目出度
珍敷候御出生被成候女子御出生ならハ
御安産御母子御堅固珍重と書へし産所
へ之賀状ニハ三日目ニ五日目ニも遣ハ
三夜七夜などゝ祝の字を書ものなり
七日目ハ出産之節御使者留御返答成候
御祝儀目出度存候事ハ久く竹枝の
時ハ必始文ヲ祝文ニて祝着之事也

切紙箇にて出る法の如し

一 祝言状之事

発端に一筆致啓上候と端作りして扨さては
今日婚礼相済候とも明日御聟引相済候とも
其外の祝ひ有之日も書きて出す状にも
去る何日と云ふ事悪し此間は何日とも書べし
月を隔る状には去月に是先月とも先比とも書べし
賀帯入之事も三ヶ月五ヶ月七ヶ月揃と書べし
又候と留るも御座候後慶と猶期後慶状
も去月去日なとの文字よろしからぬ口伝

一 弔状之事

発端より端作を不書して死たる人の名を
出し二行めよりにて四字程下て書事
常にハ無之弔状の時に限るし又謹言書候
何方にても善悪の見えぬ様にすれども
常にせぬ事にて弔状ニ用る事也

又ハ言上遣る様ハ様の文言不可書留
恐惶も枯筆にて墨を不深究候脇名も
御宿所なとも書たる古案も有之とも多くハ
書ぬかよしと也代書人へ指る悔状の類も
発端をかき後ニ死人の名を出したるかよし
封状之時ハ一度に紙を折包也指状様状ハ
上より折書て日付の裏に宛所を出す様の
時も左様ニ封付るにハ死息に付く事
口伝

一 太刀目録書様并紙之法之事

大高檀紙一枚を以て横折にして書其目ハ
禁裏将軍家の御作法也公家方ハ紙一枚
横折にして書用武家ハ大高を書用時ハ
一方の上を服を出て截て用紙二枚宛横折
にして書用是武家の法也度依なり平士大高を
用ひるも法の外也中高小高相用又ハ杉原など

主人貴人へハ名上ル家苗字官実名まて書之
比輩の貴人へハ名上ニ只苗字官進上なり
三行之矩といふ也　書法ある事料紙の大小
にもより不定恰好よく人の振別あるへし
認ること水月ニ叶ふといふ也　折目を隔て九分程
並御太刀を出す奥の折目より九分程置隔置之
折目を九分程以上を一寸より一字下ニ書以上より
五分又ハ一寸も引下奥へ白封を引紙の端より
一寸或五分程除て苗字官をも名字ハ守護所ニ於
の下同ニ同通ニ名宛之字段を揃つて一寸
或五分の間ニ書之上の紙の端より九分程並至上所の
字段を揃て書ことあく下ハ五六分上ニて一腰一疋
と留る所り官の下同の段ゟ名字の字段腰疋
の字段と同通ニ揃へ書く紙の端より進上書て
五寸六下太刀馬の間三寸六分以上と書入まて
三寸六下是を三段三六の教といへとも

是ハ通法を教るまてこその紙ニより高下をも
見あはせ申しに認つし是を第一に伝申へく
条々口伝

一 同輩下輩への事

同輩へハ苗字官を調る也古法の文法とハ替也
同輩は下へも苗字官書事なりつし太刀馬
の字名行策にてなし此の差の有事を存
下輩へハ太刀一腰馬一疋と段を一字ニ
而も字大すも有り名を書に不及也

一 太刀と馬との間へ書込類之事

武具ハ弓矢之具、鞍鐙衣服類など様
之物ハ太刀馬の間へ書込むへき也魚鳥肴等の品を
太刀馬の間へ書込へく別ニ目録ニ認也

一 目録之事

是も公家にハ紙一重武家ハ紙一枚之一ケ条
にても何ニ至上所書付之上を書　其の段也

凡至而多キ候ハ一ヶ条之物ニハ以上と書
来れ形り堅様ヶ大に同事なり至上と書ね
以上を撰手伏候ヶ至上より九分も一寸も
あけて至上を書進上之字より此字もおて
千鋼等をもつし名宛官ハ紙の奥より一寸
二分除もつし至上を書き時ハ紙の端より三
寸六分程ヶ至物の員数を書つし間ハ見合
恰好よく認申く候刀目録ハ以以上を書ヶ無候
目録と注文覚書なとも此の已上と書候例
あり

一 覚書認様之事

凡覚と云ハ一ッ書にして物の員数を書を
覚書と云ふ形り堅紙ニ認ヶ覚書も折り紙ニ
之時ハ道具類を書す覚書ハ堅紙形り
引出物の刀脇差献係覚書ハ堅紙なり
使者ニ候時至物多見様大様の時ハ様様ハ

何様様くハ何ヶ堅紙にも調之又横紙先も
認形り書留ハ以上ニ而月日を書之又月日を
不書もよし口伝

一 注文書様之事

凡注文と不書事の鎧甲細工物へ刀脇差
具足等認め時ハ世上皆刀脇差注文と云事
是法の初之武具商人ニ至物を〆す時
昔より注文と不云目録の指ニ目録と不云
之なり注の字ハ見ろすと読文の字ハ何や
と読る物の品々を委細ニ書しるすを注文と
いふなり上ニ一ッ書きあり目録といふハ
凡目録と不云して一ッ書も形し物の名を
書付るを目録といふ形り目ハ名と読録ハ
記と読て名目事之覚ハ大ひなりと読て凡て
覚と書き一ッ書して物の名目を書付るを云
是なく目録注文覚書と云三様の定なり也

此中ゟの目録ニ包上 と右同筆へ同ろ
くらへ不出ニ書て尤是ハ格式なり 男方に
不出ゟ取りたとへ仕上に一ッ書出し 一屏風
一双 誰筆 絵柄何錦表装 金物何々と書
委細ニ書と添文の格を以て 紙一枚 取り
文言 長吉書付取を継書ニ為 魚鳥格式
添文書と如し 武具馬具ゟ矢 器財衣類等に
添文書と知へし 条々に依

一 香奠目録之事

是ハ紙一枚ニ書ものなり 水引中を結ふ事
なるへし 然共遠忌の時ハ熨斗を進し祭
日ハ常用様ニ一通贈るへし 人死して三年迄ハ
其日にも凶礼とて不祝儀なる事を忘て一枚書
るへし 出格ニ凶礼と常格ニあるへし 三年忌
上に金銀と書 下に香奠と云 七年忌ゟ後ハ
吉礼を常時ハ上に御香奠 下に金銀を
書なり又一傳ニ 貴人へ上る時ハ上ニ金銀と
書下に御香奠と書なり 是ハ昇下たる書様
なり 同輩ニは下へ上に香奠 下に金銀と
書るもよし 貴人へハ左ニ苗字官位書へし
実名ハ除るなり 是も時宜ニ随ふへし 同
輩へハ苗字官位書 銀子と書 何枚と
書 白銀と書時ハ何両と書なり 鑑目録ニ
不調包銀ニするハ凶礼常礼の事ゟして
書わかるへきことなり

一 遺物目録之事

是も料紙ハ一枚書るへし 一通ニ書也 右貴人
へ上るには常の如く書と書 其下通
より亡父の苗字官遺物を書之 折目と書上
文字の向ハ左ニ 扱刀脇差にても掛物茶器
道具にても以上と書 継目之子苗字官名家道
書其の亡父の苗字の実名 継目の子の苗字

同し通り口伝

一 箱肴曲物ニ書付之事

箱肴も式法ニ而ハ竪板に干鯛なとゝ書事法ニ
さりとも見る事なく故ニ今代ハ世ニ横板ニ
書来る也箱肴といへとも箱長く幅のせまきハ
竪板ニ書するも有る也又四角の箱ニハ紙十文字ニ
掛中ハ紙ニかゝらぬ様にして曲物の上ニ
書付也又ハ閑目を字ニうつし箱曲物の大小
により指一ツ伏二ツ伏ニても干鯛或ハ菓碗或
ハ砂糖抔を書つし其品の矩ニ合す事肝要也
貴人へ箱肴を上る時目録ニ進上
干鯛鰯なとを書つし目録ニ添時ハ箱上干鯛
苗字官名を箱の上ニ書つし干鯛なとに
一箱とハ不書也

一 神前仏前額書様之事

神前ハ竪板にて仏前ハ横板ニ書事也

之法也宸翰之額ハ其法ニ従し神前ニハ
竪板又ハ一行ニ仏前ハ横板ニ二ツニ文字を書
へて書ものなり

一 絵馬ニ書付仕様之事

鷹之絵馬之絵人形画抔第一書き来る
絵にても神の前の方にむかひ書ニ初て絵の
後の方へ向く書もの也神前絵馬ニ而奉懸
御宝前とも御広前とも書也仏前へハ奉懸
御宝殿とも書し絵馬の横額ニ而願主の
時ニ諸願成就新處と書す額成就ニ而書
絵馬の時ニ諸（願）成就皆令満足と書ことも
大小ともに奉懸御宝前と中ニ高行ニ書し
書終るにつし又外絵の上へ文字書也
其の外ニ年号月日ハ絵馬の後の方へ書く
其下に願主の名を書致白と書田中字を
書付ハ松本氏なと書くし松本長兵衛

とせハ俗人の風也官位ある人ハ従五位下某
高政抔とせよ又藤原性高政と斗も記るへし
官名せに不及只神佛ともに寶前寶殿
とせよ寶之字ハ賞義之心也神ハ陽なる
ゆへ前とせよの字を遣ふ讀むへし佛ハ
陰なる故佛殿と書也殿の字ハみあらかと
よむそうこなれハて陰なり又神前も廣
前とせよハ内陣をさす一枚四方に定なる法
なり是も廣前なる大社之作法ハ内陣と
なす一枚四方也といへり右のことく奉懸御寶前
俗の聞中にて在人ハ寄進畫板一尺武功顕
照又宿志照鑑なとゝせ為宜もよし

一

鰐口鈴緒書付之事

常長六尺法ゝ近代者人よりのぞみ諸
きぬもあるへし唯一の社へハ奉掛鈴緒記う
つし両部の社ニハ鰐口をかけるゆへ奉懸

鰐口緒をかくるへし是も神へハ御寶前
佛前へハ御寶殿也上をかけに隔る縦
形て一行ニ出し年号月日神号佛号より
一字下て割書にすへし是も武士ハ苗字
名実ニ致白よし名を書に不及也口傳

一

石燈籠書付之事

真中に神前あらハ八幡宮春日大明神
祇園社天満宮と書其下に御寶前とせ
神号より一字下右の方に寄進石燈籠下に
一對立るならハ両基と書也尺ゟ立る時は石燈
と斗く神号より一字さげ左へよせて年号
月日其下に苗字名実と書べし又願主
立る石燈籠ハ真中に何院何居士何願主
とせるのこときハ同事なり主人なるの願主
なり其す建る時ハ苗字實名まて
書そのなり条々口傳

一　色紙に歌書様品々之事

二行七字の時ハ皆冠を揃文字数を十二宛
二行に書て三句目を文字七字にて書留る事也
三行三字の時ハ皆冠を揃て初の句を
文字数九ツ宛四句目ニ三字残る様ニ書之繋
真名かなを交書ても文字割申しぬ也
四行目字割の時ハ右ハ皆冠長短なく揃
へて四句ニ書留め初の行より三行目迄ハ文字
数を八字宛ニ積り書て四行目を七字ニ残る也
真名かなともに文字数割て書也末ニ三ツ程
ハ木は下を揃て上ニ長短有様ニ見ゆる也是ハ
庭前の木ニを銘に仍る掛物并石の格を
以てハ上下左に不揃を銘仍る中に寄せ書
る事也是ハ築山の石に表したる掛物
前栽の格を以ハ上を揃へたを銘ある紙ニ
歌を書事也是ハ前栽の枝より花の色を銘ニ

かゝる掛物雁行の格ニハ歌を積へ
三句に文字を並へ其内に集りて隔々其の
掛物ニ集り隔ハ右より左へ書のごとく書之
隔てハ左より右の方へ哥を逆に三句に書き
三句の筆初ハ中通り上通り下通り三通ニ
書留る也口伝又ハ水石と云格ハ歌を真中
より書初め右へ哥を書分る時字下りニ書
下を揃へたるも口傳あり是ハ瀧より落る事
瀧壺の石ニ当りたる水さゝめきて右方へ流れ
ある格中なく観音の格をふけ一字左一字留ニ
書るなり是も並右の格のごとく皆冠不揃之
落花の格ハ一字ハ真ニ一字ハかなニて交
書を落花といふ是も皆冠を不揃ニ書
右此格を以是を元として哥仙ニを半ニて多く
當上方ニても和哥の懐紙のハ真の格銘用也
草の格色紙のハ書格を仍つて法として由

さりとて〳〵右の如く撰格の格ハ何りも傳を
知人ハ人の書たる色紙をみても是ハ何格を
信認是らとハ云す明白に見ゆるべく和歌の懐
帋ハ詠一首の時ハ歌を三行三字に書て
詠二首よりハ歌を二行七字に書法く詠一首
にても飛鳥井家の家法ハ三行三字に書き置く

一 短冊書様之事

たん冊の長さに條の事を切て丈を三ッ折
にして短冊に向て恰好を見合折り題を上に
書出す時ハ三ッ折目の上へ一字かけて上の句を
書出し皆にて五三字上ゲて書留を上の句より
一字下ゲて下の句を書出し皆を同し通りにて
書留るべし但読人の名字を書時ハ上の句ハ
留より一字上ゲて留るべし上の句ハ書初を
あるにハ書時ハ下の句ハ頭を少し下ゲ上の句
書初をする事にてハ下ハ句の頭を書初に書す

是通法なり右口傳の説ハ冷泉家の法なり
二条家にてハ上に題をかゝぬ短尺にても上の句
下の句の頭を揃へ書出すもよし扨又一字題
二字題書歌を短冊に書時ハ短尺を四ッ折にして
紙の端より八九分も垂て題を書出し四ッ折目の
下より上の句下の句頭を揃寄をするなり書留
五六分上ゲて皆を揃留るべし是も読人の名字書時
ハ其の句の程を寄べし又三字題四字題五字題
の歌を書時ハ短冊三ッ折の格にしてまはし是ハ
題長き故之紙の端より三四分も垂て文字の如く
書に題を二行に書三ッ折目の通へ掛て上の
句下の句を揃へて書留同じなりぬれば記すに
以ても各短冊の長さた紙を切て認恰好を
習練有るへきなり

一 割札高札名目之事

割札とハ札の端に棒に割をさし祠にハ割札を

中ありて禁制札といふも同じ也むかしハ寺社市町
軍中に制札を立たるよしいへり今ハ市町にハ制札
なし京都五山清水寺等にハ制札あり是ハ所司
の代替毎に古例によりて書改て江戸にて制札
掛て高札といふハ其札の端に定と書を例とす
高札と同じく定書又定札抔とハ不言也制札の
様相ハ初に禁制とハ標めして何ケ条を挙て
終へ条りて禁制をよむとなし文言の末にも
寺へ立るにハ一ッかしてたとへは寺内住僧押而
令寄宿事などいふを制札の文言とす以下の如し
禁制を謹之寺内住僧押而寄宿仕間敷事とハ
書面から見て是ハ高札の文言也能く心得べし
何ぞつし公儀の札と諸家の札にハ出留の差あり
公義の札ハ依仰下知如件と出留也諸家の出留
其の留ハ仍如件仍執達如件を留也公義の札ハ
品々名字を除たるへハ駿河守家来朝臣判是ハ
四位以上の書中ハなり五位の奉行ハ駿河守判と
書朝臣とハ不書之諸家の家臣ハ山田至平又ハ
山田甲斐守ち家臣へ苗字官に判形あり名字除
くるハ公儀奉行の外不成事也公儀の札て
いへる平常の人ハ苗字名をおして名判なるハ
むかし京都大坂奈良堺伏見駿州長崎の町の
高札ハ當地ハ所の奉行家何る人ハ下司を
除駿河守判とあり東照宮の御時ハ久永條理判
御代々其代の事を板面へ御同
高札をの裏に當所奉行と判をす元和
以来の高札夫より前ハ年号月日の裏に大勢
奉行衆の名を其名に出して札の奥に極め札
の始奉兄若者ふ人曽我尚祐の他言似て奉行
となりしを記したりといへり此二字の間に
各錦何る也へなり制札ハ元来十ケ条三ケ条也
五ケ条に出たる古法もあり皆板に認るなり

高札ハケ条書ニ而撰扱く堅横札共に五角習俗り候ケ条書ニて出へ不苦条々を出す主人の急を繕敵尤なり人云ふ時ハ右条々を停止畢若有違犯者可為重科也仍如件と如き其の字を入認る主人直判の時ハ右条々堅令停止畢若有違由者可為業科者也仍如件如く奉行目の下に孫ハ当判を出奉行人ハ日より奥ニ判形く高札も同　也公儀の制札ハ禁の字右の字面（同し）りニ而事也　諸家の制札ハ禁の字文言より一字下て書是ニ而好の事也扱而高札ハ初ニ定と後ニケ条を後つし公私ともに定の字本行より一字下て書つし文言一ケ条くして能候之事ニ振にあり制高札在之の字ニ而出候之如斯の何それの文字は有り制高札にハ雨露候有り辻札ニハ西而候もし辻札を四方札ニもせぬもの有り獄門札ハ半四角也是ものゝ上を辻札も将棊

張出すものゝ条目書高札ハ文言を上の段にり出つまてものく不能時ハ穏ニ上略之書しらく常ハ一文字の長さ保ち垂下へつけ文言を書る法而書く制高札も高く云て下より凡上書出へ一文字の在けより家條を引下不出然ハ文言一文字に引付見へ不宜之一國中へ諸勧を一切入る様事　一名出年季限十ケ条如此一ケ条ニ而意味能聞ゆ様に事を高札の文言ケ条書ニあり

一　辻札之事

是ハ常法の儀にいふ札也たとへハ此川筋へ不浄の物不可捨者也月日又此橋の上牛車不可通ものゝ類是ハ何月何日於何方薪を撰候ものゝ類此分皆辻札也札の様ニ札も不出ものゝ辻札も立所ニより西而候也そのうつしケ条書札ニハ右條々於相背者可為

曲事者也と有ハ申八月日と書つし其の札ハ
月日之年を書かく其代御役廻りの札ハ両度
張りて其月日より何事ニ随へし

一 壁書と云事

是ハむかしハ家の法度を板又ハ紙ニ認て居間又
書院なとの柱或ハ壁なとを張出すへしにより
張出すと云事ニて條目をも書ところを今ハ多く
にて壁書と申也定る事にて記置く又鎌倉の代
京都将軍家之代ニも御所御條目正旨
国家を掟て裁許有て利運になりしは
御所壊ニ札を立申を張出すと云今云札ニ豪度
角木又ハ右方と自是東　領分又ハ浜松
領杯を張出の沙汰ありし又主人庭間又
ハ奥の猪尾ふとニ僅と在出書の外流是
内へ出入有ら何の類ニもむかしハ八ヒ年
張出と云ひ出事を今ハ何事も皆定と云く
張出と云ふ名目ハ板紙ニ認め如何に事より
とて張出と云ふにてはなし此間へ御用無之旨
一切入来らさると書て貼付て置く是夜とも
戸を明置とも入事ならさる者ハ出間敷て
張出の類ニ准するもの也張出と云ふ事也

一 番帳書様之事

紙杯に書とも發端に諸役の名を書たとへは
広間番と次第附之間番の次第と云ふ事の類
諸人中小姓杯ハ一番組と書出しるし名を書
二番組も同様其組より其組と云ふ事組頭もぬ云也
一番二番の書付ハ番組の名ハ上ニ出すと云ふなり
奥書ニ右一日一夜無懈怠可相勤者也ぬは
此書ハ主人の前ニ出して差出しにハ可有
右勤番也と留るへく年号に年号に不及申
八月日杯と書也又関たる帳の上書も無性様書
ともに真中に書院番帳と書て一字下て右ニ

年号左ニ月日を書く帳の字中篇ゟしよ
ろこ略ち續く中篇思しかなしもと後之
故に常ニ不用前帳亘吉帳年帳ケ様の由事
ニ此帳の字を用る成り

一 小日記上書之事

惣捺帳ゟに真中ニ金銀請拂帳納戸
請拂杯ゟ書一字下ニ右ニ年号左ニ月日
を書先次ゟ名を書無紛ニ帳写たる
結目を帳の裏ニ書するなり常ある結目之義
ハするハ此事なり

一 付年号書下ケ年号之事

制書札其外手形證文等書下し年号あり
制判目録感状ハ人ニ名も自名も字高ニ書
拂物等ニハ付年号ニする也
書下し年号の時ハたとへハ元禄三庚午年八月
二日如此ニ書年の字の下ニ甲子と書

不宜候年号ハ書ず月日を書月日ゟ一字上ゲ
元禄三庚午と年書之年の字不書也

一 手形書様之事

是ハ其国所ニ而風俗ありて一様ならんたとへハ
證文ニ請取申米之事 合何俵也 右ハ請取申
実正也 仍手形如件杯と書也 又ハ先ニ云心得
たとへハ百俵の米を預ケ置ニ證文ハ時ハ且ニ
年貢の米ニ皆済の時ハ右当申ノ御収納米皆済
請取所実正也 仍證文如件と書ニ二判
書もあり又ハ之 合何俵の内ニ一ケ 請取申
実正如く一ケ名の下ニ一ケ以上三両掛也 借状
持に加判人ある時ハ加判人名ニ三所判ニして年
号ハ一字下り也 仍如件を請の中程より下
ニて留まるのよしに候

一 起請文書様之事

三ヶ条も五ヶ条も前書の末尾ニハ謹言 敬白

起請文前書の事ハ事の字を出一ヶ条の条
出二ハ事之字不出敬白起請文前書と斗也
男ハ前書の文言を行字ニ出神名を極真ニ出
中ニ女中の神文ハ前出真名仮名取交て
書ハ箇条多時ハ一ヶ条ニハ右条々於相背者
と出へし牛王を継て其継目へ掛て神名
と出すもあり

一 同牛王継様血判仕様之事

昔ハ牛王の表を裏へして前書の紙の上へ牛王を
継由ニ世ニ起請文と申也中比より神子熊野ニて
牛王を裏返し継候也梵天帝釈四大天王を
継目へ掛出し大小之神祇天の神を神と出
地の神を紙ニ出之別而伊豆箱根両所権現
を請合の代ニハ出之三嶋大明神伊豆箱根両所
権現別而生国鎮守其外所罰可蒙者也
抔と出也又熊野紙に天神を不出入ハ空起請と云
不宜天満大自在天神ハ必入也部類眷属神
罰冥罰各可罷蒙者也と出も有り

一 魚鳥様書状に書込頃

海魚と川魚の時ハ海魚を前ニ川魚を後ニ出
へし然ル初鮭ハ鶴の鮎ホニ海魚を後ニ候へハ
初鮭ハ鶴の鮎を初ニ出後ニ海魚たるへし
鳥ハ山鳥を前ニ鴨ホを後ニ出し
鶴をも鷺白鳥菱喰などハ雉子よりも前ニ
出し是ハ大を先ニして小を後ニするか法ゆへ
様出候ニ出したゝ雉子二羽ニ羽と云ニ名
ニ捨ら於て二羽抔との字不書之雉子
にても鴨にても雌雄共何ニ一双よし
双と消がいと謂候之一番雲し雉子一羽
鴨一羽も不宜鶴の名斗を一羽と申之鯛も
三よし一枝二枝又ハ一尾も不宜一折と出へハ

する数書之ものなり鱸ハ口虎を魚を一喉と
いふ人あるとも云よし鯰ハ尾骨除人らも
もしくわより鯰一尾と云人あるとも壹一二
よし目録と書付ハ當時の文言にハ目録之通
合左右分又ハ三様右様格るへし

一 女中ニ而服付出候之事
主人貴人の女中へハ為方迄被露候也其外
並状ニ而中様の女中へハ貴一名人ニ申させまへく
貴二人ニ申あく貴三中あく貴把りし
ハ服付信而ハ疑候之の出なり貴不名ニ中
なり我母なとへハ者ん上母人様名人ニ申達
く中上あく拵ニ之え婦なとへハ名人ニ申出之
よし妹姪抔へハ名のせりしきも名ニ中
もせへし

一 軍勢到着書様之事
是者堅紙にても横紙にてもお陣営り
廻文とそして人ニ案内事に并日くと付るなり
堅紙の時ハ端作と横手継ニ可書天文三年
三月二日着到と書也横帳の時ハ上に先名
をたに年号月日と割書して人ニ案内事に
主人の名を下に誰手勢何千騎何百人とも
事も何り書陣て誰と何ほ何手人書と人数
〆也を如右のなり謝よう大かた聞へ云意え

一 首注文書様之事
是ハ首目録とも首記とも申く堅紙ニ調之
首数の多時ハ紙を継ニ書へし發端と終の端
より二寸七八分置てたとへは天文三年三月二日晩
於相州鎌倉若松と一戦之御討取首目録
とかきまつ其国名合戦場名と時若松と
楠と大友と一戦之御合戦之御之歎の名字
をまつ書之先手大将名く民旗幡赦之時ハ
合戦とも一戦とも不書して一揆之御付也

首数之事ハ其合戦一戦ニ付テ其日大将
ゟ被申渡首ハ一番首より次第に付テ取り
首の名を上ニ書味方の名ハ下に後付取テ
事也勿論證拠ニハ太刀付を証拠之事
証拠の太刀折テ子細を書へし生捕ニ成テ
首の名知れたらハ首の苗字官を書へし名不
知レハ具足の色色よく佩楯ハ首ならハ其
名字不知ハ記テ佩楯ハ股曳を差する
ハ首ハ名不知ハ記スヘシ親類の者ハ異と云ヘ
二番首の事是ハ一番首を不記法也是も
親類の事ハ討付の首ハ先手の人を第ニ書
加勢の人を後ニ書人の名書ニ取たる首ハ
首ニにて人の名を書て下に若党の名を書
人の小者取たる事も別ハ生捕ハ一の次に
生捕後味方何某生捕と書テ首一二三と
書かくへき式をくめ此行の並ニ書事
法也右之書留に右一戦首数何百何十之
内生捕何人此外追討不知数と書テ何十ハ
此十之内吉拾之内不書口伝一戦にて諸負
も数多数馬を取たる時ハ右一戦首数合何百
と書て諸負不数ハ此等のも書く也

一 手負注文之事

是も堅紙也端作ニ文明三年二月二日（時正）於穏会
興福松一戦之御手負目録之事と書出し
次第古法ハ一ニ太刀疵二ニ突疵三ニ矢疵と
次第也今代ハ一ニ鑓疵二ニ太刀疵三ニ
矢疵也其疵之次第を疵の上ニ書
下に名を記す又貴人ハ上ニ名を書下に疵
を書へく矢疵鉄砲疵も手柄相違なりて平場
の先登川越の先陣城の一番乗数ハ其疵
矢疵も手負多くし手負の目録ハ出す
自身の小手の事を記し討死の者をハ其名を

さりて後首帳ハ別紙ニ認るをよく

若一紙ニ認る時ハ生前死後を分つへし

一 首帳之事

發端ハ文明元年八月二日於相州鎌倉

少弐与合戦時首帳之事ニ見へて貴人

の討死より次第に書とめ句端貴人ハ上に

名を書下に疵付し平人の討死ハ上ケ疵を書

下に名を書て奥ニ以上何十人と低く書紙ハ

枚々継たるへし

一 知行書出判物之事

國持大名之家中へ地方を宛書出時ハ何國何郡

於何村何百石并ニ何年全可知行者也、仍如件

年号月日宛所ハ主人之名乗判無ハ官名の部

を除て判計り公儀之外諸家ニ其事を書

事なし、國ニ持つ郡司の主人ハ領知之内又ハ

領分於何村為知行何百石并ニ何年と書

加増之時ハ為加増於何村何程并先知

何程都合何百石全可令領知者也と書之文躰

にて若くハ新来の時ハ為新知三百石宛行全

可知行者也、仍如件と書之文言を不書時ハ一行之様

にて紙を一重横ニ折、三ツ五ツ重て中の折目ニ

高三百石宛行年一行書ニ年号奥の折目ニ

年号月日主人の判宛所有右何も上包ハ紙

一枚竪ニ折包上下押折宛所を書へし

一 人々名乗字出候之事

紙一重横ニ折認る也たとへは發端の書抜一

字之儀當家ニ雖令辞退候得共御免當家

代々用来信之字令免許候状如件年号

月日宛所を書ハ苗字官實名如此也

昔ハ十二歳にて元服し其氏　太郎二郎

抔之仮名を改め、此時烏帽子親を賞翫する

時ニ一字を恩賜する時ニ如此調来之元服也

親の名字信次といはゞ信之字を書すべく
下輩相手へは下の字を書べし公義より
御下とも御字拝領とも云諸家ハ一字拝領とも
申なり貴人より名乗の字を下さるゝ事ありしめしの
時は宛所を必書事也猶悉しく御備服名合
まり人の事等は家伝に有之

一 人に名付状之事

是も紙一重撰折にして認むる也惣て是に限
書簡の法は料紙一重々法之書様仮名之事
書状仰は竪紙に退て御懇望之上にて仮名之儀
御称深く思ふ様御繁栄なる様にと相擬
候て名は不宛所名付書判也又名
名付は紙一重撰にて折年号月日上に書也
同書名を仮名書名を中の折目に上に書
宜様下に名乗を書奥の折に年号月日
名前親の苗字官を書也宛所に不及也

一 寺方へ書状書留之事

いつれの寺にても書留事一段慢致由事二段略
頌首事三段々儀は書留事甚専僧の
首ども自分の官位分別して認むへし官位
有る人より状にて出世もせざる平僧へは書
候て又は書て平偏にて奥に宛て書留
候て宛所寺号院号に及様とも不争
永源寺大仙院と申事也あり庵号軒号
にも及様不書して和尚俗人の庵号又は
軒号等には及様も有るべし和尚と人
にも様書しといへども平人より大寺の上人へは
肩書に寺号院号を書て何和尚様と書事
也代々法人今も貴人よりは和尚にも上人にも
様書なし

一 服付並宗旨分別之事

天台真言南都六宗共へは事一宗皆同前

第二ノ掛中　第三番席ノ下　第四番席下
第五席下　第六ハ板ニ　第七　硯台となり
五席下より平僧への脇付なり　禅宗ハ
第一侍者御中　第二ノ同居中　第三より末
同し　日蓮宗ヘハ第一猊下御中　又ハ宗務
尊寺中　第三ノ座中　第四より同宗なり
時宗とハ遊行派の事ハ六時を能勤るから
宗旨の名を時宗と云　日蓮宗真宗派ヘハ第一
御同宿御中　第二ノ同宿中なと　御執事
中　第三より　右同し　不依何宗　学問
出精する平僧ヘハ　春ハ梅窓下　夏ハ蛍窓下
秋ハ月窓下　冬ハ雪窓下なと書也　何宗ニ
よらす出家ヲ敬ふ時ハ猊上ニ拝上　某寺
拝進　光照院御中なと　又道心の時ハ拝進某
書る　拝　某光照院様なと書へし

一　返札脇付之事

第一　某号執事　某号僧　御納所寺ヘハ某号執
事御中　某号侍者中なと　第二　出張
某号第三ノ執事第四四番　第五
四章　四韻なと　此続の事ハ木魚の脇を
いふなり

武具積方口傳

一 具足積人前ニ出様之事

是ハ人ニ引出物ニ出時も又ハ客人抔へ備候事の
具足ニても見せ申時之事也具足櫃の蓋を仰け
其内ニ具足の胴立を立錦嘴を胴立ニ
要ニ掛両袖を付甲を上ニ載忍の緒を要へ
両方ともに二筋宛前の方より後の方へ出し
あまる緒を上の横手へ掛後ニて結ひ前へ
廻して頬当を忍の下にて両端ニ結ふ也
胴袖甲斗を餝申すもの也具足と三ツ物を
備ふ之人へ引出物ニ出時ハ三ツ物ともいふ
くゝを扨小手佩楯臑当頬当迄入組置物之
人前へ昇出る作法具足の左右を昇ある
人を先り右を昇人ハ搭揚し左をかく人ハ
跡退りニなる君の方を昇人ハ押直く歩ある
えのく扨人前ニて胸板の方を向直りて

右の方を昇人之下座へ立扣ゆるく左を昇
人之具足の射向の方を廻し見せ申し袢領の
方へハ左の肩上を持上戴之其の々同し事なれハ
袖を取り傾て申之客人へ見せ申 又も
一ニ胸板二ニ射向三ニ右袖の方を御目ニ
掛るなりうしろハ望あらは見せさする也
其後御手へ入ほハ右を昇人後退りニ前掛
刀之蓋の内へ具足包ハ下敷して直ニ胴を
おく其時之詞ニ具足ハ一領と申へく

一甲人前へ持出候之事
是も甲箱のふたを仰け載て甲の真向を向へ
して持出先一座ニ置甲を見せ候後なを見
せるなり是も後の方ハ望あらハ見せさする也
甲を下ニ錣たる甲ハ甲建の立様を右ニ於
左手を鉢へ掛ケ御目之端ニ菖蒲甲なとも
持参同事なり兎角具足類ハ左の方を
賞翫とする之甲を一段と一鉢と申之一例
之ハいさゝかを取之陣中ニて敵の甲を一例と申
也つなり何にても甲ハ一鉢と申之

一頬當掛御目事
是も箱の蓋ニ載喉輪を上座の方へして
持出掛御目候頬當の内之方を蓋を上に
出し見せ申之面頬猿頬燕頬喉輪も皆同前
なり此類を詞ニ掛るといふもの也

一具足乃袖掛御目事
是ハ大袖にても中袖にても広蓋ニ据る時
左袖ハ貴人の左の方右袖ハ貴人の右へ成様ニ
置ニ積袖の冠板の方を上座へして積置
御目の箱の蓋を押出し袖の緒の方を上
座へ向直し袖の板の様よく見せ申之扱
中の之蓋を頃に出し納る之袖を詞ニ
一具と云之

一　同籠手掛出目事

小手ハ撰ニ廣蓋に載出る、小手の冠の板を貴人の右へして手甲の方を貴人の左へして左ハ小手ハ表を上へ見る右ハ小手ハ内の方を見ゑ積出るもの也、是にて小手の表裏見ゆる也

詞ハ小手壱ツ掛ケ候と云

一　佩楯掛出目事

是も廣蓋ニ載捧出る、佩楯を畳ニ折腰紐の方を貴人の右へ裾の方を左へして畳ニ折たる方を上座へして撰に積捧出るもの也

詞ハ一掛ケ候と云之

一　臑当掛出目事

筒臑当にても篠臑当にても左臑当を貴人の左り右臑当を貴人の右へして臑当紐の方を上座にして廣蓋にのせ持出之

詞ハ一足と云なり

一　毛沓掛出目事

是ハ熊の皮ニ而拵候、廣蓋ニ載出る也左沓ハ我か左右沓ハ我右ニ沓の爪先を上座へして積持出候目ニかけ候て一先持箱の蓋を直に置して踵の方を上座へ出す是ハ貴人御召衆ニ而様ニなるゝ扱方の如く廻し納る也、詞ニ一足と云之

一　具足下着陣袴掛出目事

是ハ夏冬の下着陣袴共に廣蓋ニ而載持出るゝ積様ハ陣袴を下に袴腰を貴人の左へして撰ニ並ベ其上に下着の背縫より竪ニ折上ヶ之上へして積出る、下着の衿りも袴の腰も貴人の左へ成之又袴の腰の方ハ貴人の左へして下の襟の方ハ貴人の右へ成中とにも積之此時ハ下着下ヶへの方上へ成く又下着平掛出目時ハ上ヶへ上ケして引延ル

積置たる襷ハ前腰の方上へするへし 詞ニ
下差ハ一領と云 襷ハ一行と云なり

一 直垂類陣羽織掛御目事
此類も広蓋ニ積上之上へして襟を貴人の
左へして横ニ積之詞ニ直垂一領と云或
ハ一ツと云ふ

一 表革鉢巻掛御目事
此類ハ四ツ折ニ手先を貴人の右へ揃て積置
出すへし 詞ニ此類ハ一筋と云なり

一 烏帽子ニ掛御目事
額の方を貴人へ向直ニのせて台ニ掛御目也
但梨子打烏帽子ハ長くて常のゑほしの
如く折まけぬる時ハ横にして人の頭よ
入方を貴人の左へして額の方を上座へして
載出すへきなく冠も額の方を上座へするなり
詞ニハいつれのゑほしも一頭と申へし

一 軍配団掛御目事
是も板ニ載置の柄の方貴人の右へ腕貫の
緒を上座の方へつけ置先を貴人の左へして
持出る也 詞ニ団ハ一柄と云なり

一 再拝軍扇掛御目事
是も板ニ載持出るゝ柄を貴人の右へして腕貫
を上座の方へ引延虚紙を下座の方へ曲て
持出るゝ軍扇も柄を貴人の右へ扇先左へして
腕抜を上座の方へ向け置ゝ詞ニ再拝を
一振と云ふ軍扇を一本と云へし

一 法螺貝掛御目事
是も板ニ載緒入のまゝ貝をハうつむけ吹口
を貴人の右へ又吹口を上座へもして持出る
なる貝の大小ニよるへし大貝ハ横ニ小振の
貝ハ吹口上座へするなるへし 詞ニ貝を一管と云ふ
なり

一軍靫掛様之事

是ハ輪具入の左靫ならハ輪具左に抱人の
背負連尺ある方を上座へして持出下座
板左靫の小口巴ある方を両方に掛様之
又輪具ニ不入左靫ハ箱の蓋ニ入ル先胴の
方を掛様一重ニ巴出たる小口を見せ申之
詞ニ大こハ一挺ニ一からとも申之

若是迄の口傳ハ我家の具足類又ハ何某
の武具等を時として貴人の前へ持出掛様
ト時の口傳積様の内ニにての事之他へ出
時ハ箭つく筈へ入出るたけるものを持出る
ときハ家紋を下座へして出入仕候ニ御座
ニも様々有之

弓矢之具積方口傳

一破魔弓積様之事

是は二張のもり弓れ中に矢箭ありて足りに
矢をさす也へり哉申時ハ張弓れ弦を上へ
して弓の末弭を板敷して貴人の右へある
やうに積むの形り是ニ座ニ仕りけたる弓
れ他法形り破魔弓ハ詞ニ一錺と申
ことれ形り

一新木弓積様之事

是ハ蒔絵（ふさ）の弓を縄ニてからげ五張も十張も
積時ハ末筈の方を五間にたつして座へのせ
てねくとつく主人の前へ板敷ニも末筈の方
左へする形り詞ニ弓ハ一張ととふ形り

一征矢箙ニ積事

数矢を十本にて二所編たるを積時十本
六本三本なまてハ矢の羽を上座の方へして

積ての時ハ筈を向れは矢の羽を貴人の
君へ根の方左へなる振り我ら左より君の方へ
矢の羽のかくれぬやうに積ての時の調り
数矢ハ一筋も一本ともいふ也

一 鷹羽并尾積様之事

鷹の羽一尾分ともいふは十二枚之大鳥とみえ
十三枚何れもあり尾の根を紙にて包ミ
水引にて結ひて台に尾先を上座へして
積之是ハ尾斗の時の事也一鳥分といふは
両羽と尾とを積をいふ也此時ハ表へ上羽先を
尾を其の中へ入て積也此時ハ尾先下座へ
なるなり一鳥分の時ハ尾の根を紙にて
包ニ不及候

一 矢根積事

矢尾十本を紙よりにて編て竪に置て
ならへ矢尾を下座へ込を上座へして積之

数多之時ハ横に根先を貴人の左へ成様に
我ら君の方より左の方へ根先のかくれぬやうに
段々かさね候積ての之調り一筋一本ともいふ
箱に入たる根ハ書付の字頭を貴人の左り
又ハ下座へして披露するの箱に入かへる
ハ根元の方を字頭にするも口伝

一 身鑓屋に積事

是も鞘の中を上座の左へして鞘先を上座の
左へなるやうに積之但出鞘ハ十文字之時
ハ出鞘を共上座の方に十文字行縄の額
下座の方之是ハ鍛冶ゟ指上して御礼
申時ハ何る事故り調ハ一筋とも一本と
いふ

一 新身刀脇差之事

是も鍛冶なとより新身の刀脇差を出し上
申時披露の時積やうと刀ハ上座の方に

服差ハ弓脇の方に置にの也中之插を左へ
して刀の棟を貴人の方へ切先を貴人ゟ
たつして抜ヶ跡中とかく詞ニ一腰と云く

一 的矢積事

一手より三手迄置に積時ハ横ニ羽之方を
貴人の右へ羊鏃の方を貴人の左へして積候
三手迄ハ堅ニ羽之方を上座へして積候之
真羽鷹の羽抔矢ハ鶴鷺之羽ニ新羽
の矢ならハ何ノ時ハ黒羽ヲ鷹の羽の矢を
貴人のたの方へ堅ニ積候之詞ニ一手と云
置射置に積事ハ其まゝ大かた箙ニ入
置之時ハ射返に矢を入申候射羽の
方を宗臣ニするゝ此時も宗臣を貴人の
たへして抜飾中なり

一 一手神頭一手四目蟇目等之事
是も此係的矢に同し矢の羽を貴人の右へ
して積之神頭も四目も一手何ほと候詞ニ
一手神頭一手四目といふ一本何ほとハ一本
とも一筋とも云ふ蟇目鏑矢ふとハ
一本一筋なり

一 弓弦積様之事
弦の留りを上座へして我ゟたの方より右の
かうへ返して置ニ積之是を雄羽と云
又一筋ハ包者付候ハ宗臣を上座へして
積之弦の留宗臣也羽ニ一筋ゟも一掛とも
いふ弦一張ともいふハ七筋なり

一 箙胡簶積事
置に積ふさ矢配の方を貴人のたへして
積なりやなくひも同事之ケ様の物今者
置に積事稀之皆箙へ入置候何る事
詞ニ箙胡簶一腰と云之

一 矢籠積事

一腰二腰三腰迄ハ横に台へ積之矢配の所を貴人の右へ根緒の方を貴人の左へ向て矢配も根緒も貴人の左へむかう様に積之

一 弩氷積事

一かつきの時ハ鞆に腰を貴人の右へかたふけの方をたてゝ横に台へ積之二腰三腰迄もいれハ腰先を上座へしてかたふけを下座へする計り弩氷ハ詞ニ一腰と云一腰とハ申さぬなり

一 靫積事

うつほ一腰より三腰まてハ台に横に腰先を貴人の右へかたふけをたてゝ積之三腰より以上ハ竪ニ腰先を上座へして積之箙ニ入る時ハ折返く詞ニ靫ハ一腰と

一腰ともいふ

一 君鞢積様之事

是も一指二指ハ台ニ横ニ積指先を左へして積之三指以上ハ竪ニ手鞢を上座へ爪先を下座へして拍袋申し鞢ハ一指ト云申ニ包なり折形有

一 弓小手積事

但弓小手にても弓小手にても肩ニ付る鎧の板之方を貴人の右へして手首の方を左へして横ニ積之但弓小手の時ハ前ニ申其是小手の如く左弓小手ハ表を見せ右弓小手ハ裏之方を見せ積るなし詞ニ左右弓小手を一具と云弓小手を一指といふを代ケ様の物ハ箱入の法なり

一 弦巻弦袋積事

ハ額台に載るも箱の蓋に載るも紐附の方を貴人の方へして拍袋すつし但弦巻ハ弦の巻留の方を上座へし弦袋を天気草

の頸を鞍の前上居くするを以つて付ける
詞に一ツ二ツといふなり

一 行縢積様之事
行縢とハ鹿の毛皮にて拵左右の足に当る
ものなり今俗西中に馬上の人左右の足に当る
若鞍のなし扱鞍に積申し右行縢の上に
左行縢を重ね毛先を乗人の方へして
横に前へ積むべく詞に一切といふ

一 引敷皮積様之事
引敷皮にても引敷皮にても毛の前上へして横に
積にハ毛先乗人の右の腰に積時ハ毛先
右居くするを以つて山類ハ詞に家名ハ
一 枚引敷ハ一疊といふ

馬具積方口傳

一 騎射鞢積様之事
是も二具迄ハ横に積申ひ先を乗人の左へ
して鞍に載るに二具以上ハ腰に積指先
を前の方へするなり左鞢の上へ右鞢を重ね
紙にて包み折かたに付り詞に一具と云
右鞢又ハ左右鞢といふ詞なし

一 乱鞍積事
是ハ鹿蓋に積るも鞍に積も前輪を先に
後輪を手前に何も山形を向つして積鞍一口
ならハ左右とを鞍付て重也多時ハ左右
二ツ鞍の重形になるへ重るを以つて但鹿蓋
にハ鞍一口の外不重ものなり鞍にハ鞍を
積ても何り後鞍ならハ前輪の鞍放上へ
見つる様に積なり本地鞍ハ前輪と一つ
あけ重るを以つて鞍に後鞍を多く積

又ゝ梨子地黒塗朱鞦黄漆塗鞦色ゝ
右付梨子地鞦を上座の左つなるやうに
積之の様ハ調り　鞦ハ一口を一背とも
一曲をいふなり

一　縛鞦掛樣目事
是ハ両手にて左右の居木を持て出前輪
先を見せ其後左右の手形を見せ申納る之
後輪ハ其人の左ハ而の手に付見せ申の為なり
たとへ廣蓋へ据ても見せ申事容様同事之

一　仕掛鞦掛樣同事
是ハ鞍へ積ミ廣蓋に載たる鞦の前輪を
上座へつして両手鐙一足あらへ重之手綱
豊前も突かけ鞍ならへ重つし尤仕掛
からハ馬具の全部の内にて真の様なり
或時ハ鐙并或付ハ鞦并手綱并出ハす
正ハ弓具の内にて第一の様之弓矢具にてハ

張弓并鞦矢まてさして出す弓矢の
うちにてもの格なり或付ハ弓并或付ハ矢并
鞦并出す額皆第の様なり同ホ仕掛鞦をハ
一足分といふ之

一　乱鞦に切付板馬鑣鐙を積合事
是も馬具の積合と云て我右の方より左の方へ
順ゝ積なり一番に右の様なる鐙一足旋脳
を向つして積ミ次ホ居木二ツ積ミ其次ハ
鞦骨山形を向つして積但前輪も後輪も
後鞍を敷上へ見と積く其次ハ板ちせん
其次に力革を次に肌付の上へ切付を並
積之ヶ様之鞍へ向我右の方より左の方へ
順ゝ積なるへし

一　鞍切付力革馬鑣并積事
是も一足分の様ハ積初ホ馬鑣を積次ホ
力革次ホ肌付ホ其ホ切付を重積之ほ延

何も此形り様者此附を切付の上へ掛馬纏
力革を横ニ一疋ゟ出たるもよし　詞ニ切付ハ
一口とも以口傳一疋ゟ疋中之力革ハ一具ニ
以て掛る纏ハ一様ニ以錦の入たる馬せん之

一 掛之口

一 手綱積事
堅ニ四ツ折ニ畳たる手綱ハ扉に三筋迄ハ
横ニ積之紙ニ包候所迄は手綱を
家臣之家臣其人の左之方ニ有之筋ハ
前ニ包てニも手綱　其人の右へする形ち家
以上ハ堅ニ積ニ而所也は家臣方出へ
する形ち其外ならも筋ハ三筋以上ハ手綱を
上座へ寄る之又幅廣の候紙ニ包て積ね
一筋ハ横ニ積　二筋以上ハ幅廣の手綱ハ
堅ニ積之其者事ハ得同様之　詞り
一筋とハ此形り

一 押掛積様付包事
紙ニ包ず押掛を扉に積候一掛二掛迄ハ
横ニ総先を其人の右へして積之れ有り
前に包ても其外なる重は総共之前ニ包て
其外ハ総先を其人の左へする之様を後も
同前形り三掛以上ハ堅ニ積家臣ハ左座之
其外ハ重は総先を上座へする也なる
了し　詞ニハ掛りも一疋ゟも口

一 轡扉に積事
是ハ靶の附けを上座へ向て手綱のつなを
左右へ何も其くつわを下座へして幾衛も
積形り當世ハ扉に積事　稀也曲物又ハ
何も入置也詞ニ一口も一衛も申之

一 靶（オモガイ）積様之事
是ハ輪縄の方を上座へ総の方を下座へして
紙に包ても其外何れ重は總の方ハ下座也

まゐらする時ハ綰（ワナ）の方宗殿く紫紅白黄簀
色之妨る時者貴人のたつへ向へ紫紅の三間
ニ積たるかよし五代の間に積ヲ締ヲり
答ヲ入其身之詞ニ一段と云

一 三尺縄積事

是ハたゞる方を貴人のたつへして積ニ引延鞍
なり其の三尺縄を上座の方へ垂とんほつし然代ハ
大かた曲たる三尺縄之其の時ハ三尺縄の直先
を前座へして積形り曲たる三尺縄なり
曲たる時ハ其の三尺縄貴人にたく詞ニ
一筋一段と云

一 鐙積事

是者何具も鳩胸之方を上座へして積之
刺鉄又真輪象眼ニ被鋲何ら時者
梨地鐙を貴人のたつへ積かるへし

詞ニ一足ハ一掛と云

一 泥障積事

是者毛ニても皆革ニても一匹分の時ハ左へ
豎ニ積なり緒付を貴人の方へして積之
二三足分ほどの時者横ニ我左ハ前より
右の方へ緒付のかく重ね執り泥障ハ
毛先を貴人の左へして積之詞ニ一指と
一足分も同じ

一 鞍覆積事

毛ニても滑革ニても天鵞絨の緋色ニても
背通より豎ニ折裏方を上へ見せ積なり
紐ハ前輪へかゝる方貴人の左へ取るなり
詞ニ一掛と一足と云

一 韉泥手積事

野沓ハ豎ニ左右を表を見せ積泥手ハ
緒付を上座へして積之積初ハ野沓

次に鞍を積て梨地黒塗真鍮飾に
包て何れハ梨地を貴人之左の方へ積へし
なけへし 両ニ一具を一匹分とも云

一 瘦隠（ヤセカクシ）積事
是ハ夏冬ともに馬の尻へかけるなり
紐を上座へして積なり 両ニ一掛と云

一 馬韉積事
是も常編へかけるなりを上座へして何組も
積なり其方にところを分たるなりせんせ
そところを左右へひろけへし 両ニ一通と云
一背も同断なり

一 鞭鼻捻幔拂之事
此類者取柄を貴人の右へして積なり 両ニ
いつれも一本と云へし

一 馬柄杓積様柄之事
一本二本の時ハ柄を上座の左に頭を
頭を右へして三本五本ならハ柄ハ上座に
なりて柄杓の内を上座の左へ向へし

衣類積方口傳

一 廣蓋に小袖積事
是は小袖ひとかさね何重ハ袖たくみを重
積て小袖と羽織なれハ小袖を下に羽織
上になして積て上着小袖斗二つの時も
不重別くに積なくて下前を上へなる様に
二つに折積て小袖の襟の方を貴人への
右へなして小袖数何重も廣蓋の中に
置なし上へ重上なる方 両ニ小袖 一つ
二つ一重ね二重と云口傳

一 聟に時服積様付聟礼

是ハ下前を上へして衿を向ひ右の方より
左の方へ返し積て積初ハ下前積納る
上前又ハ羽織とも何も片袖ニ返し
積納ハ袖を二ツ左に上へ折るもの也
扨中の小袖に包折しを重ねし単物と帷子
杯の時ハ積初白帷子積納紋物を包べし
元来単物ハ式なる故之羽織なき時ハ単物ハ
中え入さる又聟礼の時ハ袖を返さず返して
其の上へ積かけて積納ハ両袖ともにかけ置
なり手前に並て向の使者請を取
小袖の袖返り某方よりも此方にて主人の前へ
披露する時袖を折し返して披露すべし

一 太刀目録ニ時服積様付聟礼

太刀目録ニ小袖添る時ハ前の積やうと替て
小袖の上前を上へなるやうに二ツ折にして
衿に向ひて左の方より右の方へ返し積むなり
是も積初ハ下前積納ハ熨斗目羽織杯なり
太刀折紙をハ小袖の上にハ組合して使者
持出る時ハ常の如く太刀添かつに上まへ上へ
するなり右のつし是も祝言の座へ使者の時ハ
袖を返さず延る事の所より先様の父子又ハ
兄弟へ太刀目録ニ小袖添る時ハ婿方より
小袖の上へ太刀目録を二男三男方へハ組つけ
式台より上げさせる事もあり太刀一腰二腰杯
の時ハ組合ず渡す様もあり

一 廣蓋に上下積様付肩衣袴

上下と申は常袍袴之当時のハ肩衣袴を
申事之積様長袴の前後を上へして
裾を下へ折うしろの腰の紐を見せ前腰ハ
背縫より紫に折下へつきを上にして襟の方
袴の裾ハ前へ折袴之肩衣袴も同事

一　数々有り上下一具にても袴斗ハ一行にて

三通に肩衣袴積様付巻上下

仕立上下一具斗の時ハ横ニ引延前腰を上へ
してうしろ腰の紋を見せ積其上ニ肩衣
背通より竪ニ折上まへの方を上へして見せ
ころと袴腰と合積もの也仕立上下二三具
も三通に積時ハ竪ニ肩衣の下前を上へ
見せ乍り先を上着へ見せ我右の方より
左の方へ肩衣袴と何程も積べし然る時
又其上下一具二具ハ三通へ横ニ積形り
書付何書付字眼上着の左へするなり
三具迄上下竪ニ積て字眼下着へするなり
之

一　臺上下小袖積様之事

小袖一ツニ上下を積時ハ小袖の下の方へ上へして
二ツニ折横ニ積て其上へ袴其上ニ肩衣
を横ニ引延積べし袴の前腰の方も肩衣の襟も
小袖の襟の方へするなり又長袴ならバ其
裾を下へ折べし半袴ハ折ニ不及又扨右ニ小袖
三ツ又ハ二ツニ上下を積合する時ハ竪ニ積ニ而
なり其時ハ奉に向ひ右の方に肩衣の下の方へ
を上へして積其次ニ前腰を上へして裾を
下へ折返しうつむけ紋を見せ積其次ニ
下着小袖下の方へ上へして二ツニ折て左袖の方へして
其次ニ上着小袖を積て両袖上方へならへし
座の広蓋積ニよりてケ様ニ何様ニもすへし

一　広蓋に太刀小袖積様（真草）

是ハむかしハ今の三通台ニよりて多かり小袖
を広蓋に積て其上ニ太刀目録を組付たり
真の広蓋も草の広蓋ニても小袖一重にても
一ツにても上の方を上へして二ツニ折積て真
とし其上ニ太刀の柄の方を小袖の襟の方へ

又其外のうちへ組付るものゝ目録を奉書に
書付の通へ組付る之事の廣蓋又ハ臺ハ臺
の插を裾の方へ組付る是先様の當日ニより
て用ゆ事なるを當世其他家へ遣し可
多分ハ皆臺を用事廣蓋は内其の事之
今ハ此法流行し其代の臺ハ羽柴箱等多き
作意にて出来たるよし哉其事之也

一 古法婚禮之時土産七種積様
是ハ一ツ之下ニ小袖一つを寄袖を通して
上之つまを上へ中して二ツニ折積其の上に長積
前腰を上へ中して積縁を下へ折其上に
其積れ上之つまを上へ見せ積之積の腰紐等も
其積の見切も小袖の襟の方へするゝ扨短刀ハ
小袖に襟の通へ插を向の右の方へ中し鞘の方を
上へ見せる其上へ掛け短刀れ下へ組付る扇
袖襟の方向の右の方へ中して其上小袖の袖の方に
くけ帯一筋を其積の上に烏帽子一頭
額を裾の方へ向其上の短刀組付る物
小袖の上の方へ上へするよう積つし其代の祝儀
にも烏帽子短刀ハ積ぬ小袖麻上下帯扇子
其積之其積申し左に記

一 近代祝言五種之土産積様
是も廣蓋にても臺にても下に小袖一つを
二ツに折其上へ上中して積其上に肩衣
帯ハ袖の方へ扇其積ハ襟の方へ帯も扇も
包みたるよし積れこしも肩衣の襟も小袖の
襟の方へする外人により長積半積二引
持参する時も有り其時ハ長積を下に
半積を上へ重て肩衣も二ツ其を寄積之上積
其積を下へ折之時の袴方望によりて袴を
其の法人により流布にハ不用とへども是小之
其外の時ハ紙に包小袖より下に重ねあり其様

上包をたゝみよしに杉三帖ほとよし此鼻紙を
又は覚遠く候迄の人多し此伝物に大成
箱に右の右肩を積分に重人候るへしとて吻ハ
一番下右の紙に肩衣を積要の方上座へする
其次に鼻紙を次に帯を次に袴腰の上に
肩衣を積く肩衣のたゝみの方上へ見えるやうに
其次に小袖上着下着を重積あるやうにし
いつれも包熨斗上に置く

一 廣蓋に出物諸物積事
惣に積るも横に積るも寸法の定りたる物ハ
上へ何ほとも杉形に見え上るやうなり
其何ほとも積様によりて家臣下座へも
出す人の左へもすへく數へハすくなき時ハ
横に多時ハ竪に積るへし廣蓋積を
多時ハ杉形に積るとも候へし

一 廣蓋に三幅対据出様之事
客居の懸物を先の方へ中を中へ左右とを
下座の方へ積出るやうに向に人扱を見る
やうに据るに箱の蓋をあちらへむけても出る
調に廣蓋一枚とする

一 廣蓋に巻物扇短刀等積事
是ハ昔 御成の時なと御紋の御廣蓋に献上の
品々を積御酒の中に中次の人持参集献上
奉るよし中上る直に御酌に出る時ハ御銚子と並
御前へ参る手まへ領四職ハ向御亭へ引出物の
儀を進め人々の時ハ皆進上の物を廣蓋に載
あるとき積様扇を要を出人の右へして上座の
方に並短刀ハ中に鞘の方を上へして柄を出人
のたへして中に並系文巻物とハ下座の方へして
積物様の節亭主の所礼終りて出つるのよし
引取り

一 扇に巻物積事

産着一ツ重ね候ハ上へ上つして横ニ引延
ニ積之、二ツ三ツ重ね候ハ下の方を上へして段々積之、裾ハ
下へ折之、又當流の古傳ニ男子の産着ハ上つ
むけニ袖を背の方へ折、左脇へ積、女子ハ
産着ハ御ければ袖を折積へし、下前上ニ置
重ねてけより二ツニ折て、又産着包ニも包ミ
一振之事も有り、柄付を一方にひたひたと二ツ宛左り
男結女結ニするへし、下はれひたたゝ十二ケ所

一 扇に帯積様之事

くけ第一第二筋まてハ横ニ積て、其外ハ左
帯を上座の方へ向する也、帯ハ其余ハ家毛上座の
方へなり、三筋以上ハ竪ニ積て、又くけ共
幅廣のもの積時ハ横ニ積、二筋以上竪ニ
積もの也

一 扇に巻物積事

金襴緞子類の長巻物積時ハ扇の廣狭ニ依

金襴緞子類の長巻物積時扇の廣狭ニより
三巻まてハ横に並、四巻以上ハ竪ニ積之、其の
品ハ日本染物縮緬ちりめん類多少を竪ニ
一並にも二並にも積之もあるへし

一 扇に端物積事

錦布木綿類にても一端ニ一疋ハ横ニ積之
二端以上ハ竪ニ積へし

一 錦類積事

葉錦十把廿把迄ハ向の方より手前の方へ順々
ニ並積之、十把廿ものの時ハ葉先を上座の
方へして我君の方より右の方へ順ニて重積物之
又 錦一把二把ハ横に積、三把以上ハ竪ニ積之

一 紅花扇に積事

昔ハ紅花を箱一ツに盛物とせり、当時何ニ而ハ
袋の口を上座へするもあり、限らす葉等類ハ
袋菓子類も其品形ニ付竪ニ積べき時

袋口を上座へなし差縄何迄も袋口を下座
へなすまじく候べし

一 麻苧積様之事

是ハ鷹へ一把二把ハ横ニ山折ニ折目を
上座の方へして右より左の方へ順ニ重ね積べく
多時ハ竪に折目を上座へ積て紙子も包事
同前なり

一 足袋積様之事

仕立さる足袋ハ筒の本を折形ニ包差合も重ハ
爪先を上座へして積べく差縄ハ爪先家臣にする
ある差合何迄ハ爪先を下座へする也仕立足袋
は傍同前なり又仕立たる足袋を鷹に積時ハ
筒の方を上座へして爪先を上座の方へして
我君より左の方へ順て爪先のつくまぬやうに
積べきの形り

一切雑類積方口傳

一 鷹に毛氈積事

差たる毛せん三枚迄ハ鷹へ横ニ積て四枚以上
ハ竪ニ何程も積て四緒鋏ノ捏て皮等も同前
又重ねたる花毛せん等ハ我左の方より右の方へ
順ニ重ね積て是を雄羽かさね貴人ハ左の方が
上へなるべく重ねたる口を上座へなし順々
重ねて並べし

一 鷹條積事

一居分より三居分迄差縄鷹へ横ニ積て天筋際
を大結先を上座の方へする也常に包べし
同事ハ五居分以上ハ竪ニ包て天筋際を
大結先を上座へする差合何迄差縄紀を
家臣にする形り

一 毛皮鷹に積事

横ニ積時ハ頭之方を貴人の右へして毛先を

たゝして積ミ置ニ積時ハ頸の方上座へなるへし
虎豹熊鹿猪何の皮も同事なるへし

一 染革積様之事
一枚斗之時ハ頸之方上座の右へして積へし色々
何まいも重ね積む方より右の方へ頸を上座
へして段々に積へし積初ハ白革積納ハ紫革
ニ仕候革也ケ様ニ積を雌羽と云

一 祈祷札披露之事
正五九月大般若の札にても又ハ八幡にても
等にても主人の為へ宝殿の御守りに披露節
なり

一 巻数礼式披露之事
巻数といふは御守を梅の枝に付て祈祷ニ
する事也是を枝巻数といふなり
巻数ハ主人頂戴之後左手に持右手にて
指を添右の方へ立向て出陣の吉例を

右手に取出主人頂戴の後左手に移して左の
方へ寄せたる所後取禮式をなすなり但し書
出物之又勝軍木の枝に結付る梅の木を割て
挟みたるハ枝巻数といふ箱へ入たるを箱巻数
といふ也いつれにても宝殿庭に積たる時ハ左へ向へし

一 一束一本披露之事
是は播磨杉原十帖に末広一本之一束一巻
と云時の披露十帖ニ末広一本之披露申時
要の方を上座へして持ち扇の下にて是も
敷之方へ張之杉原の上ニ折中折の事ニ一帖
ツゝ入合左袖を鎖合上包して左袖を長く
鎖合様ニ四ツニたゝむ也又は尚綿ニ結ね末広
をさし又大方今は古き方へ水引にて結ひすと
せり

一 銀子付紙披露之事
宝殿を下座へして披露申し

一 扇子箸披露之事

箸の上ニ其侭ならべ客臣上座の左へして

披露するなり扇の要右張て何も同事也

一 柄杓盆に積披露之事

是ハ茶碗などを其上ニ柄杓を披露申 時ハ柄杓

の柄を客人の右へして柄杓の内を上座へ向披露

申也

一 喜世留盆に積事

是も盆に横に積吸口を上座の右へなす也

皿の内を上座へ向披露申也

一 編蝋燭盆に積事

先の方を上座へして向の方より手前へ渡て

蝋燭の先ならべまはしに積事也但代其

盆に積事稀也皆箸又取り箸の長短

其後の仕様ニより客臣上座の左へも又下座

へもする也

一 手燭盆に積事

是ハ柄の方上座へして披露申也

一 火縄盆に積事

火縄先を上座へして我か左より右の方へ廻し

其侭て雄羽ニ積也

一 箱肴曲物披露之事

其外何ニても客人ニ積置ハ手ニ持出る也

一 煙草盆へ積事

草の所を上座へして左より右へ廻し雄羽ニ

其積之多時ハ向の方より手前の方へ草多く

積申しに少々退て積之余人盆ニ不足

に積事理に不叶也候

一 杉原紙盆に積事

中を折たる紙ハ折目を上座の左へして廻し

我か右の方より左の方へ雄羽ニ積其外の

不折紙も同事也数多時ハ上へ積なり

積やうく

一 鶴白鳥積事

は頭ハ腹を上へして背を前へ尾を上座の右へして首を鳥の左の方へ向て積く

一 雁鴨無少積様之事

广なりの時ハ積鳥ニ尾を上座の右へ腹を上へして積首を左の方へ折く鴨も同事二ツ以上も習ニ依て何も首を鳥の左へ折く

一 雉子無少積事

雉子一ツ二ツまてハ横に腹を上へして尾之方上座の右へ首を鳥の右ニ曲て横ニ積なるハ春夏ハ雌を上座の方ニ雄を下座の方ニ積之秋冬ハ雄を上座雌を下座ニ積く習積数多の時ハ春夏ハ雌雄数々ニ雄鳥雌ニ添て積く

一 鷹鳥積様之事

無少之口伝四季積様同事也鷹の鳥鳥ハ左の方餌方ニする内へ志組ニより依る方を上へ足を横腹を上へして積首の右へ折まけて广鴨ニもくちもとを上へするなり

一 婚禮鳥積様之事

是ハ結納ニ贄より婦女へ遣ハす時ハ雉子广鴨ニても腹を上へして積鳥の首を向合せ折まけて一番ニ男方へ女子鳥ハ口伝の通し

一 海魚積様無少之事

鯛鰆（サワラ）鰤（ブリ）等の類ハ一ツ宛へ載ル時腹を上座へ向頭を上座の右へして積く但鯛二ツの時ハ腹合よし三ツ以上も習ニ頭を上座の方へして腹を上座の右へして外らへ中く海魚数依るハ何れも其余魚ハ目算ハ足を方を上へして積まけて腹を下座へ向け向ふ方上へするハ逆腹り

一 川魚積様之事

鮭（サケ）鱸（スヽキ）鱒（マス）の類ハ尾へ積時ハ背を上座へ
向頭を上座の左へして腹を下座へ成様ニ積之
多くハ二ツ背揃ニ積るもの也鯛とハ替る也
三ツ以上ハ竪ニ頭を上座へして腹を客人江
左へ成る也され共時ニ寄て海の魚川の魚を
以て事也口傳

一 婚禮之魚積様之事

是ハ海魚川魚にても頭納ニ錦如へ生ハ
魚共腹合ニ積もの也男女之表すにも
常の口傳同事成り

一 小魚尾に積事

腹を上へして頭を上座の方へして重て積之
首の長き小魚ハ左の方へ曲る也首継ニ小魚ハ
折に不及之纏して挟たる小魚ハ頭の方客人
江左へ成る也中にも横に引延て積之

一 小魚盆砂鉢等へ積事

海魚も川魚も頭を外へ出して海魚ハ腹を我
左ニ見て頭を見て積にする也川魚ハ腹を我
右ニ見て見て積にする也

一 貝類積事

鮑ハ落る方を上座へ向頭を積之栄螺辛螺
も同し蛤（タイラキ）ハ房る方を上座へして向の方より
手まへ竪ニ頭て並べ積之人毎ニ其通
積人阿り盆積るゝ人の第也蛤赤貝も
落き方を上座へする也

一 昆布積様之事

三盃により竪ニ積時昆布の長サにより
又横廣狭有り筒所有り我君より積初め
重く左の方へ雌雄ニ積之又左の方より積初
君の方へ雄雌を積もよし中より折たる方を
上座へする也

一 鯣積様之事
十連ニ而も又ハ鯣の頭の方を上座へして
向の方より手前へ頭のかくれぬやうに順く退し
置て積つし縄の編留を上座の左へして
我か右より左の方へ頭のかくれぬやうに順々
置て積ミ縄の留上座へ向る様

一 編魚積様之事
鰹節三連ニ而ハ尾ニ鰹節を竪ニ見る
やうに積ミ編縄之先ハ上座の左へ立連候共
竪ニ積ミ鰹節横ニ見るやうに積ミ其の
編縄の先上座へ此外串鮑串海鼠出方共
これに倣ひ並ふへし

一 海老積様之事
頭の方を上座へ向ケ向ふの方より手前の
方へ順て並積之右連ニ積人る重積候て
並ふへし

一 熨斗鮑積事
一把二把ニ而ハ台より横に積く五把以上ハ竪之
横ニ積時ハ熨斗の広き方上座の左竪ニ積
ときハ広き方上座の方へするへく是ハ同断なり

一 樽折敷之事
樽ニ折敷なれハ樽之口を上座の方へして折敷
中へ置可申候ハ樽の口上座の左へするへく
名酒の類ハ張札の方表人へ向折敷中へ

一 野菜之類に積事
横に積時ハ根の方を上座の右ニするなり竪ニ
積時ハ根の方を上座へして積ミ葉先を上座へ
向ぬやうに大根菜牛房芹独活蕨笋
ほうれん草にんじん一切の野菜ちる方隠れぬ
其体の方へ出ハすやうに致也